

新訂  
公共民教科書

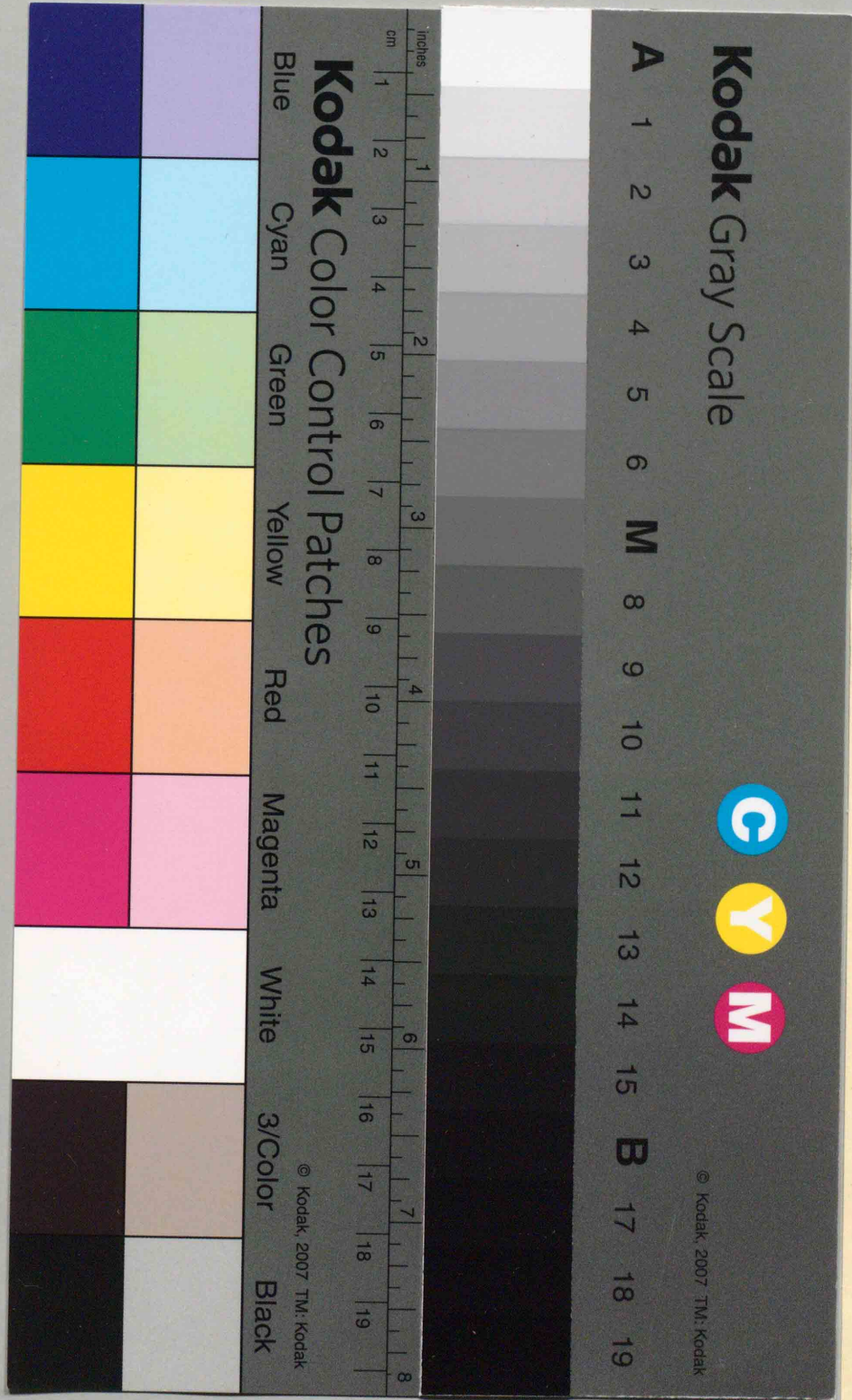
上卷

小出滿二著



東京  
農業圖書刊行會

教科書文庫  
4  
302  
44-1938  
2000074166



40405

教科書文庫

4  
~~302~~  
44-1938  
2000.0  
74166





資料室

濟定檢省部文  
用科民公校學業實 日三十二月三年三十和昭

教科書文庫  
4  
302  
44-1938  
2000074166

# 新訂 公民教科書 上卷

長校學林農等高島兒鹿  
授教學大國帝州九  
著二滿出小



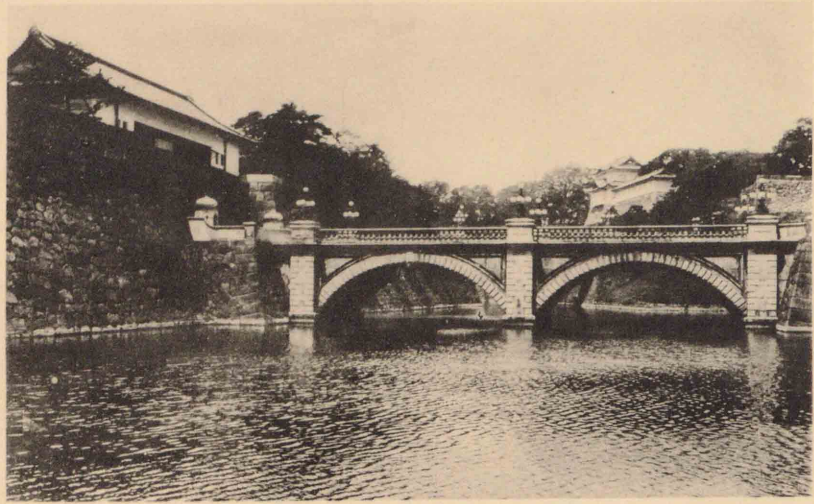
広島大学図書  
2000074166

京東  
會行刊書圖業農

4C  
301  
組13

二月十日  
三十一日  
三月十日  
三月二十日  
三月三十日  
四月十日  
四月二十日  
四月三十日  
五月十日  
五月二十日  
五月三十日  
六月十日  
六月二十日  
六月三十日  
七月十日  
七月二十日  
七月三十日  
八月十日  
八月二十日  
八月三十日  
九月十日  
九月二十日  
九月三十日  
十月十日  
十月二十日  
十月三十日  
十一月十日  
十一月二十日  
十一月三十日  
十二月十日  
十二月二十日  
十二月三十日





城 宮





天壤無窮の神勅

豊葦原の千五百秋の瑞穂の國は、是れ吾  
が子孫の王たるべき地なり。宜しく爾  
皇孫就きて治せ。行矣。寶祚の隆えま  
さむこと、當に天壤と窮りなかるべし。



五箇條ノ御誓文

(明治元年三月十四日)

- 一 廣ク會議ヲ興シ萬機公論ニ決スヘシ
  - 一 上下心ヲ一ニシテ盛ニ經綸ヲ行フヘシ
  - 一 官武一途庶民ニ至ル迄各其志ヲ遂ケ人心ヲシテ倦マサラシメン事ヲ要ス
  - 一 舊來ノ陋習ヲ破リ天地ノ公道ニ基クヘシ
  - 一 智識ヲ世界ニ求メ大ニ皇基ヲ振起スヘシ
- 我カ國未曾有ノ變革ヲ爲ントシ 朕躬ヲ以テ衆ニ先ンシ天地神明ニ誓ヒ大ニ斯國是ヲ定メ萬民保全ノ道ヲ立ントス衆亦此旨趣ニ基キ協心努力セヨ

憲法發布勅語

(明治二十二年二月十一日)

朕國家ノ隆昌ト臣民ノ慶福トヲ以テ中心ノ欣榮トシ朕カ祖宗ニ承クルノ大權ニ依リ現在及將來ノ臣民ニ對シ此ノ不磨ノ大典ヲ宣布ス

惟フニ我カ祖我カ宗ハ我カ臣民祖先ノ協力輔翼ニ倚リ我カ帝國ヲ肇造シ以テ無窮ニ垂レタリ此レ我カ神聖ナル祖宗ノ威徳ト竝ニ臣民ノ忠實勇武ニシテ國ヲ愛シ公ニ殉ヒ以テ此ノ光輝アル國史ノ成跡ヲ貽シタルナリ朕我カ臣民ハ即チ祖宗ノ忠良ナル臣民ノ子孫ナルヲ回想シ其ノ朕カ意ヲ奉體シ朕カ事ヲ獎順シ相與ニ和衷協同シ益我カ帝國ノ光榮ヲ中外ニ宣揚シ祖宗ノ遺業ヲ永久ニ鞏固ナラシムルノ希望ヲ同クシ此ノ負擔ヲ分ツニ堪フルコトヲ疑ハサルナリ



昭和元年十二月二十八日

踐祚後朝見ノ御儀ニ於テ

賜ハリタル勅語

朕皇祖皇宗ノ威靈ニ頼リ萬世一系ノ皇位ヲ繼承シ帝國統治ノ大權ヲ總攬シ以テ踐祚ノ式ヲ行ヘリ舊章ニ率由シ先徳ヲ聿修シ祖宗ノ遺緒ヲ隆ス無カラシコトヲ庶幾フ  
惟フニ皇祖考嚴聖文武ノ資ヲ以テ天業ヲ恢弘シ内文教ヲ敷キ外武功ヲ輝カシ千載不磨ノ憲章ヲ頒チ萬邦無比ノ國體ヲ鞏クセリ皇考夙ニ心ヲ養正ニ宅キ迺チ志ヲ繼明ニ尚クス不幸中道ニシテ聖體ノ不豫ナル朕儲貳ヲ以テ大政ヲ攝ス遽ニ登遐ニ遭ヒテ哀痛極リ罔シ但皇位ハ一日モ之ヲ曠クスヘカラス萬機ハ

一日モ之ヲ廢スヘカラス哀ヲ銜ミ痛ヲ懷キ以テ大統ヲ嗣ケリ朕ノ寡薄ナル唯兢業トシテ負荷ノ重キニ任ヘサランコトヲ之レ懼ル

輒近世態漸ク以テ推移シ思想ハ動モスレハ趣舍相異ナルアリ經濟ハ時ニ利害同シカラサルアリ此レ宜ク眼ヲ國家ノ大局ニ著ケ舉國一體共存共榮ヲ之レ圖リ國本ニ不拔ニ培ヒ民族ヲ無疆ニ蕃クシ以テ維新ノ宏謨ヲ顯揚センコトヲ懋ムヘシ  
今ヤ世局ハ正ニ會通ノ運ニ際シ人文ハ恰モ更張ノ期ニ膺ル則チ我國ノ國是ハ日ニ進ムニ在リ日ニ新ニスルニ在リ而シテ博ク中外ノ史ニ徵シ審ニ得失ノ迹ニ鑒ミ進ムヤ其ノ序ニ循ヒ新ニスルヤ其ノ中ヲ執ル是レ深ク心ヲ用フヘキ所ナリ  
夫レ浮華ヲ斥ケ質實ヲ尚ヒ模擬ヲ戒メ創造ヲ勗メ日進以テ會



通ノ運ニ乘シ日新以テ更張ノ期ヲ啓キ人心惟レ同シク民風惟  
レ和シ汎ク一視同仁ノ化ヲ宣ヘ永ク四海同胞ノ誼ヲ敦クセン  
コト是レ朕カ軫念最モ切ナル所ニシテ丕顯ナル皇祖考ノ遺訓  
ヲ明徴ニシ丕承ナル皇考ノ遺志ヲ繼速スル所以ノモノ實ニ此  
ニ存ス有司其レ克ク朕カ意ヲ體シ皇祖考暨ヒ皇考ニ效セシ所  
ヲ以テ朕カ躬ヲ匡弼シ朕カ事ヲ獎順シ億兆臣民ト俱ニ天壤無  
窮ノ寶祚ヲ扶翼セヨ

御即位式勅語

(昭和三年十一月十日)

朕惟フニ我カ皇祖皇宗惟神ノ大道ニ遵ヒ天業ヲ經綸シ萬世不  
易ノ丕基ヲ肇メ一系無窮ノ永祚ヲ傳ヘ以テ朕カ躬ニ逮ヘリ朕  
祖宗ノ威靈ニ頼リ敬ミテ大統ヲ承ケ恭シク神器ヲ奉シ茲ニ即  
位ノ禮ヲ行ヒ昭ニ爾有衆ニ誥ク  
皇祖皇宗國ヲ建テ民ニ臨ムヤ國ヲ以テ家トナシ民ヲ視ルコト  
子ノ如シ列聖相承ケテ仁恕ノ化下ニ洽ク兆民相率キテ敬忠ノ  
俗上ニ奉シ上下感孚シ君民體ヲ一ニス是レ我カ國體ノ精華ニ  
シテ當ニ天地ト竝ヒ存スヘキ所ナリ  
皇祖考古今ニ鑒ミテ維新ノ鴻圖ヲ闢キ中外ニ徵シテ立憲ノ遠  
猷ヲ敷キ文ヲ經トシ武ヲ緯トシ以テ曠世ノ大業ヲ建ツ皇考先



朝ノ宏謨ヲ紹繼シ中興ノ丕績ヲ恢弘シ以テ皇風ヲ宇内ニ宣フ  
 朕寡薄ヲ以テ忝ク遺緒ヲ嗣キ祖宗ノ擁護ト億兆ノ翼戴トニ賴  
 リ以テ天職ヲ治メ隆ヌコト無ク愆ツコト無カラムコトヲ庶幾  
 フ  
 朕内ハ則チ教化ヲ醇厚ニシ愈民心ノ和會ヲ致シ益國運ノ隆昌  
 ヲ進メムコトヲ念ヒ外ハ則チ國交ヲ親善ニシ永ク世界ノ平和  
 ヲ保チ普ク人類ノ福祉ヲ益サムコトヲ冀フ爾有衆其レ心ヲ協  
 ヘカヲ戮セ私ヲ忘レ公ニ奉シ以テ朕カ志ヲ弼成シ朕ヲシテ祖  
 宗作述ノ遺烈ヲ揚ケ以テ祖宗神靈ノ降鑒ニ對フルコトヲ得シ  
 メヨ

新訂 公民教科書 上卷 目次

一 我が國	一	一 郷土と地方自治	四
一 我が國	一	二 地方自治の精神	四
二 我が大君	三	三 市町村	四
三 我等御民	六	四 府縣	四
二 我が家	七	五 我が國體	七〇
一 我が家族制度	七	一 肇國の本義	七〇
二 家の生活	九	二 我が國の特質	七二
三 家の存続	一〇	三 天皇の統治	七三
四 家計と財産	一〇	四 臣民の本分	七三
三 我が郷土(一)	三	五 國體と祭祀	七四
一 我が郷土	三	六 國憲と國法	七六
二 郷土の傳統	四	一 帝國憲法及皇室典範制定の由	七六
三 協同生活	六	二 立憲政治	七六
四 我が郷土(二)	四	三 法令	七六



七 帝國議會……………100

一 帝國議會……………100

二 議會の協賛……………106

三 議員の選舉……………106

八 政府 樞密顧問……………113

一 國務大臣……………113

二 樞密顧問……………115

三 行政官廳……………116

四 行政と國民の協力……………119

九 裁判所……………120

一 裁判所と檢事局……………120

二 訴訟……………123

三 司法と國民の協力……………127

十 國政の運用と我等の責務……………134

一 國運の隆昌と政治……………134

二 憲法と奉公……………141

— 上巻目次・終 —

本書の編著に當りては  
文部省著

國體の本義  
に負ふところ頗る多し  
特に誌して甚深なる感  
謝の意を表す

昭和十三年三月

著者誌

新訂 公民教科書 上巻

一 我が國

我が國

我が國 我が國は萬世一系の天皇を中心として組織せられ、その國體は古く肇國の際から定まつてゐる。皇祖天照大神が皇孫瓊杵尊を降したまふや、豊葦原の千五百秋の瑞穂の國は、是れ吾が子孫の王たるべき地なり。宜しく爾皇孫就きて治せ。行矣。寶祚の隆えまさむこと、當に天壤と窮りなかるべし。



と神勅を下して君臣の大義を定め、祭祀と政治と教育との根本を確定したまうた。されば天皇は永遠に互つて統治したまひ、我が國家の最高權威であらせられる。天皇を總家長と仰いで君民一體の大家族國家をなし、臣民は聖旨を奉戴して克く忠孝の美德を發揮し、億兆心を一にして天壤無窮の皇運を扶翼し奉るのである。之を外國に於ける君臣の關係に見るに、或は權力によつて或は徳化によつて君たり臣たるのが通例で、何れも人爲的であり技巧的である。然るに獨り我が國は皇祖の神勅によつて明らかであるやうに、萬世一系の天皇はその皇位を祖宗に承け、その遺訓を奉じて統治したまひ、臣民は肇國より君に對して忠を大義として變ることがなく、最も自然的血統に由來するもので萬邦無比の國體である。かやうに我が國は最も自然的であり又絶對的であつて、全一組織に於ける絶對唯一の中心であらせられる天皇と國家とは、一にして

全く不可分の關係にあつて、皇運の隆昌は即ち國家の發展である。それ故、我が天皇と國家とは一體であると共に天皇と臣民とも亦一體をなすいはゆる君民一體である。即ち我が國には外國に於ける如く征服被征服の關係もなく、人民あつてその共同生活の必要上統制に任ずべき君主を立てたものでもない。

## 二 我が大君

我が大君

我が大君おほなみは現御神であらせられると共に、一大家族的國家の家長にましまし、億兆の大御親として萬民を統率したまひ、御仁慈の程申すも畏きことである。古くは國民を「おほみたから」と呼ばせられ、愛撫したまふ御聖徳の有難さたゞ感佩の外ないのである。今上天皇陛下御即位式勅語に  
皇祖皇宗國ヲ建テ民ニ臨ムヤ國ヲ以テ家ト爲シ民ヲ視ルコト子  
ノ如シ



と宣せられ、皇祖皇宗が肇國に當り君臨ましますのに、國を以て家と爲し、民を慈しみたまふこと慈母の赤子に於けるが如く愛撫したまひ、御歷代天皇はその大御心を承け繼ぎたまひ、億兆萬民は又赤子の慈母に對するが如く心を一にして大君に仕へまつり、赤誠を捧げ奉つたのである。かやうに我が大君は萬民を一家族的に同心一體の大御心を以て慈しみ、蒼生の慶福を念じたまひ、萬民は忝くもこの宏大無邊の皇恩に浴しない者とは一人もないのである。

**御聖徳** 御歷代の天皇が皇祖皇宗の御遺訓を繼承して、國民を愛撫したまうた御事蹟は國史を通じてよくうかがはれる。神武天皇の橿原奠都の詔に於て八紘一字の大精神を申べたまひ、又御歷代の天皇が蒼生の慶福を念とせられ、おほみたからと慈養したまひしことは、民のなりはひを勧め、文教を旺んにし、藝道を奨め、制度を改めたまひ、或は皇澤を率土の濱にまで霑したまひし等、あげて數ふるも畏

きことである。中にも貢租を免ぜられて民のかまどの賑ひを、朕富めりと御喜び遊ばされた仁徳天皇の御仁慈や、賤が伏屋の風を念はれて寒夜に御衣を脱がせられ、民草の寒苦を偲ばせたまひし醍醐天皇の御聖情や、萬民の病苦を憐みたまはつて醫藥を施された聖武天皇の御憐憫や、天災地變による飢饉のため苦しめる百姓を偲ばれて、田租を免ずべき旨仰せ出された淳和天皇や、疫病流行のため死する者の多きに大御心を傷ませたまひ、之が終熄を祈願し給ふた後奈良天皇の御事等、國史を繙くごとに聖徳の宏大をいやが上にも感銘するのである。

明治天皇が諸國を御巡幸遊ばされて親しく民情に大御心をとめさせたまひしこと、貧困のため醫療施藥に苦しむ者のために御内帑金を下賜せられて濟生會設立の基となつたこと、或は日清日露の役等に傷病者や戦死者遺族に大御心を垂れたまひしこと、その他天災



地變等に際して御内帑金を賜はりしことなど、臣民を愛撫したまふ御仁慈のほど申すも畏きことである。  
今上天皇陛下また現御神として、是等の諸徳を具現したまふこと申すも畏き極みである。

三 我等御民

我等御民 君臣の分が嚴として侵すことの出来ないのも、義は君臣情は父子の關係にあつて、君は慈父の愛情を以て民を撫せられ、臣は又子の至情を以て君に仕へまつり、君に對する忠も親に對する孝もその間何等變りがなく、必然的一體的關係にあるからである。我等御民がこの宏大無邊の大君を仰ぎ善美な國に生を享けたのは何たる幸であらう。萬葉集に  
「御民吾生ける驗あり天地の榮ゆる時にあへらく念へば」  
日本國民たるの誇を自覺し、祖先の遺業を穢さぬ覺悟をもつべきは

いふまでもなく、この光輝ある國史を愈々發揚するこそ我等當然の責務である。

二 我が家

一 我が家族制度

我が家族制度の特質 現在我等は祖父母父母兄弟姉妹等と共に暮してゐるが、是等血縁關係の者が共同生活をなすのは固より自然の人情に基づくもので、この家庭は一の小社會で、之がやがて總べての社會組織の基礎をなすのである。殊に我が國家の組織は皇室を宗家と仰ぐ一大家族をなすものであるから、子として親に事へる道も臣として君に仕へる道も變りはなく、いはゆる忠孝一本の國柄である。古語に「一家仁なれば一國仁に興り、一家讓なれば一國讓に興る」と。實に家庭は人生の搖籃であり、神聖な樂園であり、社會生活の



母胎であり苗圃である。

同じ家庭生活でも西洋では個人主義的思想の上に立つて夫婦を単位とし夫婦一代を以て終るのである。随つて子が成長して新に家をなしてもそれは親の家とは別のものである。之に反して我が家族制度は縦に親子の関係を基礎としてゐるので、一家の家長が死亡しても、相續人によつてその地位が繼承せられ、家は永遠に存續される。

かやうに祖先から繼承した我等の家は、之を子孫に傳へて永遠に存續すべきで、家系は永久的で不滅の生命を有する。家々に神棚を設けて元旦その他に神を祭り、佛壇を備へて春秋の彼岸や盂蘭盆會に祖先を祭り、命日に法事を營むなどは我が家に祖先と共に生活する事實を證するもので、西洋諸國に見られない我が國古來の美風である。されば家系を尊重し祖先の祭をつぎ、家運の隆昌を圖るのは

我等當然の責務で、それが家名を揚げる基となり、やがて又國家の繁榮を圖ることとなるのであつて、一身一家のためばかりでなく皇室國家を尊重する所以ともなる。

**家族制度の由來** 男女特有の長短を相補足して圓滿な生活をなすと共に幼兒の保護、子孫の存續を必要とするところから必然的に起つたもので、家といふ觀念の下に家長によつて統制せられ、祖先の祭祀、家産の管理等は家長當然の職分となつてゐる。家族制度は宗教上に於ても、經濟上に於ても一つの單位をなしてゐるが、又一方に於てはこの制度の下に相互扶助、犠牲、同情協同等の社會的の諸徳も培はれて來たのである。明治維新以來交通の發達、居住移轉の自由、職業の分化、經濟機構の變化に伴なつて漸次大家族生活は崩壊し、外形に於て世帯本位の小家族生活が多くなつて來た。

## 二 家の生活

**戸主と家族** 何れの家にもその家を治める家長がある。家長はその家を統べ、その家を代表する者で、之を戸主といひ、その他の者を



總べて家族といふ。戸主は家族の居所を指定し婚姻養子縁組入籍離籍等に同意を與へ、その後見人又は保佐人となり、家族の禁治産準禁治産の宣告や取消等を請求する等の権利、即ち戸主權と共に家族を扶養し、その出生・死亡等を届出る義務がある。

戸主權は戸主が死亡するか、又は六十歳以上になつて隱居するか、外國に歸化するかによつて消失する。

家族は戸主の命に服従する義務があると共に、戸主に扶養される権利がある。併し家族は元來血縁により情愛に基づいたもので、各員がその分に應じて事に従ひ、よく家長に服して和協し相共に家の繁榮を圖るのが當然である。かやうに戸主及び家族の共同生活は各権利が認められてゐるが、それは戸主とし又家族として當然なさねばならぬ務であつて、いはゆる權利義務の關係ではない。

**一家の和合** 戸主と家族とが一心同體となつて家業に勵むのは

一家和合の基である。一家よく和合するときには粗衣粗食も苦とするに足らず、富貴貧賤も意とせず、楽しく團欒することが出来る。されば戸主たる家長は身を慎みて家族を統率し、家族は長幼その序を正しくし、相扶けながら戸主を中心として家業に勵むことが肝要である。

**親子** 親子の親愛は、親が子を愛護し子が親を敬愛する人情の自然から發するのであつて、之が我が國民道德の根本の一つである。我が法律も亦この精神を基として規定されてゐる。

(一) 自然の血統に基づく者は實親子で、正式の婚姻によつて生れた者を嫡出子といひ、さうでない者を私生子といつて法律上では母の籍に入る。私生子を父が認知したときは庶子となる。庶子は父母が後で結婚すれば嫡出子の身分を取得する。

(二) 實親子がなければその家は斷絶する虞があるので養子の制度



も行はれてゐる。古來家系を尊重する我が國では特に養子の制度が利用されて來た。養子は縁組と共に嫡出子の身分を取得し養親の家に入る。

男子の家督相續人がある家では別に養子を迎へることは許されないけれども、婚養子といつて自分の娘と結婚させることは差支ない。併し家督を相續することは出来ない。而して未成年者が養子を迎へることは出来ない。又自分の尊屬や年長者を養子とすることも出来ない。

(三)なほ親子の關係には繼親子・嫡母庶子がある。

親は子が成年に達して獨立するまでは適當に監護教育し、必要に應じては懲戒し、子の居所を指定し、子の營業・兵役出願を許可し、又子の財産を管理する。之を親權といつて親たる者の權利であり義務でもある。親權は通常父が行ふが、若し父がないときは母が代つて

之を行ふ。親權は子の將來を慮り家及び祖先を重んずるため定められたもので、子たる者はよくこの意義を辨へ親に對する務を完うしなければならぬ。

後見人・親族會 親權を行ふ父母がないとき、又は禁治産の宣告があつた場合に後見人を置く。後見人を定めるとか、その他一家の重大事件を決定する場合は親族會を開く。

親子の關係は必ずしも血縁を引いた實親子とのみは限らないが、義理を辨へ愛情に基づけば不和の生ずることはない筈である。往々思想上の相違を來たすことがあるが、親が子を思ふの情と親に對する敬慕の念を味へば、感謝の外何もあるべきでない。誠に孝こそは百行の基である。

兄弟姉妹 親から見れば等しく我が子であり、恰も一本の幹から岐れた枝のやうに同じ血を分け、幼時から共に父母の慈愛に育まれ、人生の行路に立つ



ても喜憂を同じうし、苦樂を分つて協同し相扶けるのは兄弟姉妹である。  
成長の後に獨立して社會に活動するとき、或は職業を異にし、或は住所を別にし、時に盛衰の分れることもあらうが、そのために友愛を失ふべきものでなく、相互和親することが、又親に酬いる道でもある。

**親族** 父母・兄弟姉妹・祖父・伯叔父母等は、何れも血縁の繋る者で、その中には關係の遠い者もあり、近い者もある。又配偶者の親兄弟等は血縁がなくとも互に結ばれた緊密な關係を有する。されば法律では、六親等内の血族及び自己の配偶者とその三親等内の姻族を親族と定め、特に親しい間柄と認めてゐるが、是等が相親しみ相扶けるのは社會生活上大切なことである。

**親等** 父母又は子のやうに自分と血縁の直接繋る者を一親等といひ、祖父・母・孫のやうに己との間に父母又は子をおいて間接に繋る者を二親等といひ、順次その間の世數を算へて親等數とする。かやうに自己を起點として縦に繋る者を直系血族といひ、兄弟姉妹・伯叔父母のやうに横に分れて出てゐる者

を傍系血族といふ。又父母・祖父・母のやうに上に繋る者を直系尊屬と稱へ、子孫のやうに下に繋る者を直系卑屬と稱へる。姻族の親等の數へ方は血族の場合と同様である。

親族が互に祖先の祭祀や吉事・凶事等に相集つて、報恩・慶弔の禮を盡すのは我が國古來の美風である。住所の近い者は平常相往來し、遠隔の地にある者は音信を以て交際し、一家の重要な事柄を相談したりするのは親族間の情誼を温めるためにも大切なことである。たゞ親しさに狎れて禮を失ひ、貧富の差異から親疎の差別を立てるなどは互に深く戒めねばならぬ。又親族に富める者或は名望・地位を得てゐる者があつたとしても、餘りにそれに頼り過ぎるなどは大に恥づべきである。我が國の家族制度にあつては、國家社會の組織上からも、各人の生活上からも親族關係は甚だ重要であるから、法律も親族會制度等を立ててゐる。

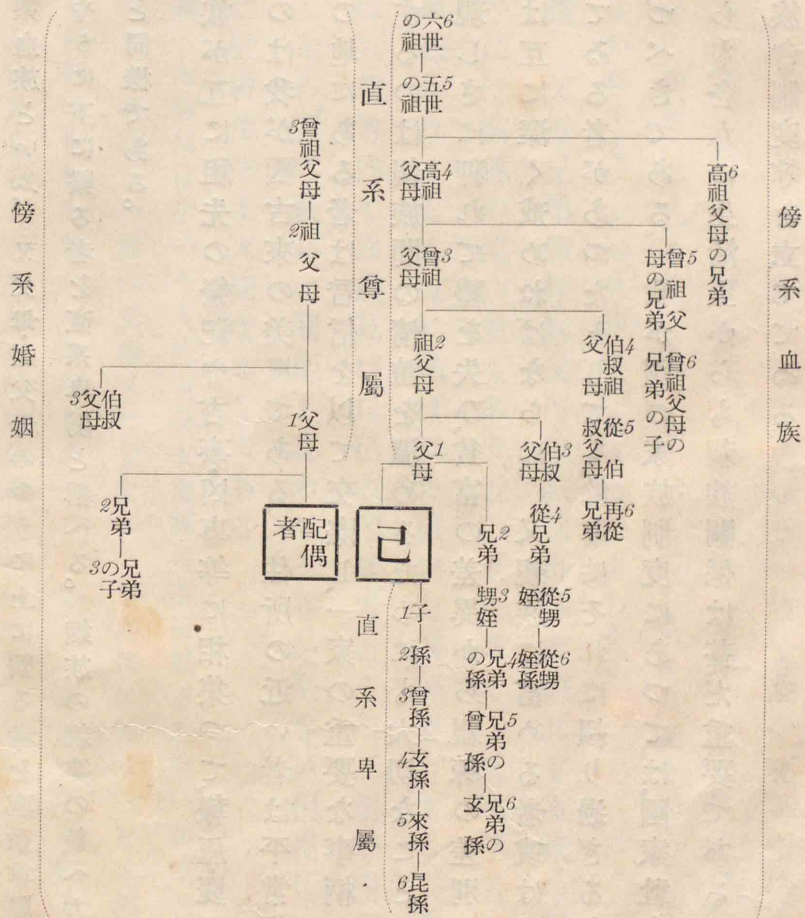


**婚姻** 我等の家の永遠の存続は子孫である。その本は夫婦にあつて、その身分關係は婚姻によつて生ずる。されば婚姻は自然の理法に従ひ人生の大事を完うするもので、一男一女の終生の共同生活を目的とする正しい結合である。男子は満十七歳、女子は満十五歳に達した者が、各、父母の同意を得れば結婚することが出来る。男子は三十歳、女子は二十五歳に達した後は、父母の同意がなくても結婚出来ることになつてゐる。

婚姻には夫の本籍地又は所在地で、當事者及び兩親、又は成年者二名以上が保證人となつて署名した届出を要する。なほ男女各自の承諾があること、重婚でないこと、近親婚でないことを要する。

婚姻を行ふには配偶者の選擇を慎重にすることが肝要である。即ち相手の人格・健康・自己との調和等を調査すべきで、財産・門地等のみ重視するのは舊來の陋習である。又思慮の浅い青年が一時の

族 姻      族 血





感情に支配され、双方が無理な結婚をして一生を不幸の裡に終る例も少くない、戒むべきである。よく父母、先輩等の意見を尊重して熟慮し、後之を決行することが肝要である。

一度婚姻を結んだ上は夫婦は同居して互に扶助の義務を負うて一生替らざるを誓ひ、相互に敬愛信頼して高潔を持し、一心同體となつて働き、以て共同生活を完うしなければならぬ。特に我が國の家庭生活にあつては、舅姑と婿嫁との關係が頗る重要であつて、相互に十分の情義を盡してその圓滿を期すべきである。

**戸籍** 家の所在と、之を組織する戸主、家族の身分を示すものを戸籍といひ、それを地番順に綴つた帳簿を戸籍簿といふ。戸籍簿は正副二通を作り、その正本は之を市町村役場に備付け、副本は監督區裁判所で保管する。手数料を納めれば戸籍簿を閲覽し又は戸籍の謄本、抄本の交付が受けられる。

戸籍  
戸籍法第九條  
同第一七條

寄留法第一條  
寄留手續第三一條

我等は本籍地を離れて他に住所又は居所を定めることが稀でない。それが九十日以上に及ぶときは十四日以内にその市町村役場、東京その他の大都市では區役所に届出なければならぬ。之を寄留といふ。

**戸籍手續** 一家の戸籍に異動を生じた場合には、本籍地又は寄留地に於てその旨を届出る。婚姻、養子縁組、隱居、出生、死亡、家督相續の場合がそれである。是等の届出にはそれ／＼定められた形式や日限があるから、届出の認め方を正しく、期日も遅れないやうに注意せねばならぬ。死亡届には特に診斷書若しくは檢案書又は檢視調書の謄本を添へねばならぬ。

我等は常に國家社會の一員として生存するものであり、特に今日の如く複雑な生活關係の中にあつては必ず個人の身分を明らかにしておかねばならぬ。若し諸般の届出を怠ることがあれば、種々の







るとき、一定の順位に従つて之を受け継ぐ。その順位は法律で一定してゐるが、その家の者であると他家の者となつてゐるとを問はず、又男女によつて先後の區別はない。

**遺言** 家督相續遺産相續遺産の寄附行爲等の件につき生前に自筆の證書公正證書又は祕密證書を作り置くのを遺言といひ、死後に於て效力を生ずるものである。その方式が法律によらないものは無効である。

**家督相續と遺産相續** 家督相續の規定は我が民法の特色であつて、之によつて家を永遠に存續させることを期し、我が家族制度の上からも國家の上からも重大な關係を有するものである。そこに相續缺格者相續人の廢除遺留分等の規定があるのもうなづかれるが、是等の手續は正しく且遲滞なく之を行ひ、家の繁榮を圖らねばならぬ。又遺産相續の際などに私慾に驅られて、骨肉相爭ふが如きこと

はまことに苦々しき限である。

#### 四 家計と財産

**生活の安定** 一家を齊へるには祖先崇拜を中核とした家族の精神的親和の力を以てせねばならぬが、その前提として物質的生活の安定を圖らねばならぬ。家族の生活を支へ祖先の祭を營み、親族相慶弔し、國家社會に奉仕貢獻することを得てこそ生活に安定ありといへよう。されば我等が家庭生活の基礎を確立するのは最も大切なことで、そのためには家計の根本を樹て、勤儉力行して常に収入の増加を圖ると共に、一方には消費を節約して剩餘を産み出すことが肝要である。かやうにしてこそ貯蓄もされ資産も増すことが出来る。

**家計** 家計は収入と支出とであるが、一家の収入は、その多くが家族の勤勞によつて得られるもので、之によつて我等は衣食住その他



に支出をなし、以て日常生活をなし得るのである。

一家の収入 一家の収入は大要次のやうである。

實物収入 米・麥・果物・蔬菜・繭・木材等

金錢収入 俸給・賃銀等 勤勞所得

地代・配當・利息等 財産所得

是等はその多くが年々定つて入つて來るものであるから、之を經常収入といふ。なほ一時的の収入、例へば土地の賣却代等のやうな臨時収入のある場合もある。中にも勤勞所得は最も貴い収入であるので、我等は常に職業に精勵し之が増加を圖らねばならぬ。

生活の安定を期するためには日常の生計はなるべく經常収入を以て足らしめることが肝要で、臨時収入は之を蓄積して臨時の支出に充つべきである。

生計費 生活のためにする支出を生計費といひ、その中には食費・

被服費・住宅費等のやうに生活に缺くことの出來ないものもあれば、教育費・修養費・社交費・衛生費等のやうに用意して置かなければならぬものや、租税その他公課等のやうに國民として納めなければならぬ公共的負擔もある。

是等の中の大部分は通常定まつて消費される、いはゆる經常支出であるが、時としては病氣・儀禮等のため不慮の支出を餘儀なくされる臨時支出もある。家計の經濟は生産・消費の合理化を圖ることに心掛け、なほ臨時支出を要する場合には、忽ち困らないやういつも豫備費を用意して置くことが肝要である。家計の極意は(一)収入に應じて支出を定め(豫算生活)(二)支出を節して貯蓄し(勤儉貯蓄)(三)恒産を積んで生活の安定を確保する(恒産設定)といふことに要約すること出來る。

豫算生活 我が家に於ける収入と支出とは固より年によつて相



違はあるが、大體に於ては略定まつてゐるから、一家の經營を圓滿ならしめるためには、一年又は一月間の収入と支出とを豫定し置き、各期間毎にその收支を計算することが肝要である。かくして過去の經濟を反省すると共に、次年度に於ける豫定を根據あるものたらしめることが出来る。併し多くの場合に不足を生じ易いから収入はなるべく控目に豫定するのを安全とする。借金によつて一時を凌ぐやうな不健全なやり方は慎しまねばならぬ。從來我が農家の一大缺點はこの計算を明らかにしないことで、ために一家の生計が合理的に行かない憾が多かつた。

**勤儉貯蓄** 一家の生計はどこまでも入るを計つて出づるを制すを原則とする。即ち我等は常に勤儉力行し、かりそめにも享樂のためには支出が過多に陥るのを戒め、収入の増加を圖り、消費を節約して剩餘を出すことを心懸くべきであるが、餘り蓄積の念に驅られて吝

嗇に陥り、他人に對する義理を缺き、公共の務を怠るが如きは慎まねばならぬ。

**保險** 人の生涯には何時どんな災難が來ないとも限らない。常に之に對する思慮がないときは不慮の災害に遭遇して、忽ち路頭に迷ふやうなこともあらう。故に豫めその準備の一として生命や財産に對して保險を附して置くことが肝要である。保險は多くの人々が共に濟ひ、互に扶け合ふ制度で常時にあつては貯蓄の一法となり、萬一の場合にはそれに依つて救はれる。

保險には生命又は健康の障害に對する人事保險と、財産の損害に對する火災保險、海上保險等の財産保險とがある。簡易生命保險は健康保險と共に政府直營で、國民一般の共濟を目的とする社會政策の一つである。

**財産** 田畑・山林・家屋・家具等は即ち我が家の財産で、父祖の勤勉による賜である。財産は我等の一身一家の生活を安固にし、又將來に於ける我が家の生活の資ともなり、我等は之によつて社會に活動することが出来る。若し財産がなければ一朝不慮の災害等に襲

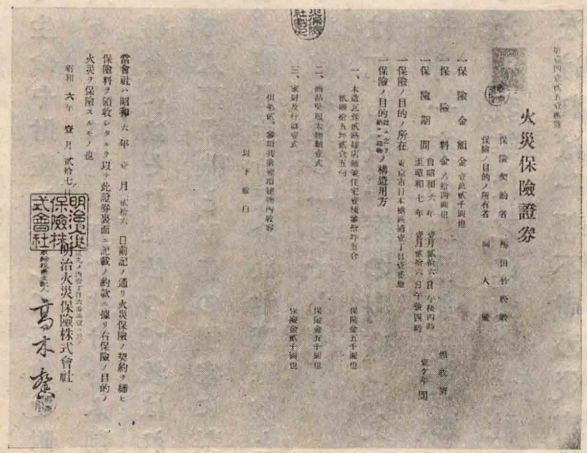
正當なる法  
人道的



1925年11月15日



券證險保命生



券證險保災火

はれた時、忽ち糊口に窮して他人の厄介になつたり、義理を缺いたりして人格を傷け、或は父母への孝養も子女の教育も思ふに任せぬことになる。かやうに恒産は我等の社會生活に深き意義を有するも

ので、衣食足つて禮節を知る」とは誠に味ふべき金言である。

又財産を社會的に見るときは國民生活の必要品を生産する手段として役立ち、社會文化の向上に資することが少くない。この財産は個人の努力と勤儉とにより作り上げられるのであるが、又社會の恩恵に依ることを忘れてはならぬ。法律を以て財産権を保護するのは獨り個人のためばかりでなく、社會生活の發展を期さんがためである。されば自他の財産権を尊重すべきは固より、我が物でも勝手に處理してよいとは限らない。私利私慾のためでなく一家を齊へ、社會の共存共榮を圖るために之を増殖し、之を利用するところに財産の貴さがある。

普通に財産といへば土地、家屋、貨幣等の有形物を指す。同じく物の中にも土地、家屋のやうな不動産と貨幣、食糧品、衣服、燃料等のやうな動産とある。又財産は必ずしも有形物に限つたわけではなく、著作

民法第八五條  
同第八九條



權や特許權は固より、貸金や預金のやうに他人に對し支拂を請求し得る權利の如きも財産である。かやうに財産にはその種類が多く法律上では之を物權と債權との二つに分けてゐる。

**物權的財産** 有形的財産である不動産、動産を種々の形で支配することの出来る權利が物權である。例へば物を自由に使用し、收益し、處分することを得るのは所有權である。我等の所有する土地は樹木を植ゑたり、家を建てたり、他に貸して地代を得、又は賣却したりすることの出来るもので、我等の所有權に對しては他人から決して侵害されることがない。元來所有權は國家社會が保障して成立つものであるから、所有者相互の利害を辨へ公衆の利益を妨げないやうにし、且公益のためには之を利用すべきで、權利には常に社會的義務の伴ふことを忘れてはならぬ。

○物權は所有權のやうに自己の物についてばかりでなく、法律上の原因さへ

あれば他人の所有物についても生ずる。地上權、質權、抵當權などがそれである。その外自己所有の物たると、他人所有の物たるとを問はず、自己のためにする意思を以て、ある物を保持することによる占有權がある。

物權の取得、喪失又は變更は自己と相手方との間では意思表示のみで效力があるが、自己と相手方以外の第三者に對抗するためには、不動産は所在地の區裁判所に登記し、動産は引渡すことを要する。

**債權的財産** 我等が物を買つたらその代金を支拂ひ、金錢を借りたときは返濟せねばならぬ。その貸主を債權者といひ、借主を債務者といふ。債權者が債務者に返濟を請求し得る權利が債權である。この場合期限が來ても債務者がその義務を果さないときは、債權者は裁判所に訴へて強制的に義務を履行させることが出来る。

債權の生ずる原因には物の賣買、貸借、贈與等の契約がある。なほ故意又は過失によつて他人に損害を被らしめたときは、その損害に對して賠償の義務を生ずる。債權は辨濟、相殺、時効等の原因によつて消滅する。



その他の財産権で、物権でも債権でもない漁業権、特許権、商標権、著作権等も財産権の大切な部分をなしてゐる。

今日のやうに世が進歩して生活が複雑となり、他人との取引關係が頻繁となつては、賣買、貸借等は社會生活に缺くことが出来ないの、是等の事項を法律で保護するのは世の安寧秩序を維持するに必要なことであるが、なほ道德上に於ても互に德義を重じ、約束を守り、契約を正確に履行するやうに心掛け、共存共榮の實を擧げること、努めねばならぬ。

### 三 我が郷土 (一)

#### 一 我が郷土

我が郷土 故郷は我等が生れ我等が育つた所である。門邊に立てる一本の老松にも、家の裏なる大杉にも無限の懐しさがあり、彼處

の丘も此處の小川も愛着を感ずるのである。

幾百年の昔から父祖代々耕せる田畑は、今なほ我等の耕す田畑であり、暇あつて釣らんとすれば小川の流は今も昔も同じである。山の端をかすめる雲のゆききを見ては晴雨の豫知を教へられた老父を思ふのである。春は蛙の喧しい田の面、夏は螢の飛びかふ川邊、秋は雁の鳴き過ぐる丘、冬は木枯の吹き荒む雑木林、見るもの聞くもの悉く思ひ出のたねである。時へ歸る鳥の鎮守の森へ飛ぶのを見ては敬虔の念を喚び、祖先の菩提を弔ふ寺院の鐘を聞いては崇拜の心を起し、累代の英魂安らかに眠れる墳墓に詣でて苔むす石碑の前にぬかづいては我が家の變遷を懐ひ、我等が學んだ母校を訪ねては恩師・朋友の面影や溫情を偲ぶなど、とり／＼に懐しき情の湧き出づるのは、これみな我等が郷土であるからである。實に故郷は強い人にも弱い人にも失意の人にも等しく暖かい懐しさを提供し、一は慰め



一は勵ます至上の樂園である。我等はかやうな自然に培はれ、かやうな雰圍氣に育つて人格の基礎が出来たのであつて、我等が郷土を思慕するのは全く自然の人情によるものといはねばならぬ。

## 二 郷土の傳統

**郷土の傳統** 郷土は我等の搖籃（揺りかご）の地である。そこには懐しい我が家や墳墓や鎮守や菩提寺等を始として祖先を同じうする親類があり、幾百年來の隣家がある外、昔からの色々な傳説があり歴史がある。殊に父老から傳へられた風俗、習慣等は傳統的に一郷よく之を守り、今なほ存續されて郷土の美風をなして捨て難いものが少くない。

我等と郷土の自然及び社會との關係は世の進歩と共に郷土の歴史を物語るものである。森のすく／＼と伸びる有様或は原野が拓かれて耕地となるのもみな郷土の努力によるもので、祖先の力の繼

承である。現在我等の郷土をなすためには幾星霜の昔、開拓や産業の發展に努力した隠れた功勞者もあるであらう。是等は無名の英雄ともいふべきもので、その遺徳は永く後世を感化する力となつてゐる。忠魂碑又は表彰碑を仰いで、先人の靈に對して、我等は追慕崇敬の念をいや増すのである。

今日何れの町村にも最大の建物として誇り顔に聳えるものは、小學校で、かやうに小學校の發展せるのも社會の進歩に後れないうらと子孫を教育して、先人の偉績を恥かしめない忠良有爲の國民たらしめようとするに外ならないのである。

**神社** 何れの郷土にも産土神・氏神が鎮座して郷土に於ける崇敬の中心をなしてゐる。元來氏神は古くは氏の祖先を祀つたものであるが、後來一郷を守る産土神と區別されなくなつて、今日では鎮守の神を氏神といひ、郷人は氏子として奉仕してゐる。子供が生れる



と直ちに産湯を浴びせ漸く育つと晴着で産土神に初詣するのも意味深いことである。

その他氏神の例祭に老も若きも、男も女も齋戒沐浴して参拜する。



これ即ち神威を崇め神恩に感謝し祈願をこめるのである。或は村芝居を催したり、御輿を擔いだりその他の色々郷土的の催し物をなす等森は、氣を和して神の御前に奉仕するのであつて、神社が郷土の精神的中

心をなす表れといふべきである。かの豊作を祈願し、悪疫流行防止を祈り、又は忠勇なる將兵の出征、凱旋、入營、除隊に、或は議員選舉に、氏子が社前に集つて國運の隆昌、郷土の繁榮を祈り、或は氏子の安康を報告する等神の加護を感謝するに外ならない。神社の前にぬかづ

く時は誰人も邪念を去り私心を捨て眞に清き心を以て仕へまつるのであつて、神社が國民の郷土生活の中心をなしてゐる象徴である。かやうに我が國の神社は祖先崇拜の精神に基づいて惟神の道を表はし、報本反始のまことを效すところである。

國民の敬神崇祖の精神はやがて一郷の風教、國家安康の基となり、之によつて惟神の大道は大和民族の大精神を爲し、之に立脚して我が國民道徳は益々鞏固たるを得るのである。然るに世には往々由緒も祭神も明らかでない邪神に迷はされ、勝手な祈願をこめ、ために産を失ふ者が少くない。それは決して敬神といふべきでなく、寧ろ迷信として排斥すべきものである。

かやうに郷土の自然や人力による紀念物は、春風秋雨を重ねること幾星霜、今やみなその昔を物語るものであり、氏神の由緒や菩提寺の縁起は郷土精神の籠れるものであり、風俗習慣等は隣保互助、郷人

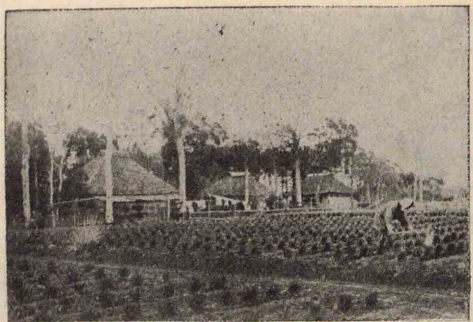


愛の表れで、先人の恩徳の力のこもれるものもあれば、又郷人融和の絆を爲すものもあつて、郷土の傳統・歴史は貴い根柢をなしてゐるといふべきである。

三 協同生活

協同生活 我等の協同生活は家族・隣近所・國家といふやうに自然に漸次廣さを増して行くものもあり、學校・會社・組合等のやうに共通の目的を有し相互扶助によつて共存共榮を期するものもある。殊に事業上に於ける協同は文化の進むにつれて益々複雑化される。而して我等は社會の協同生活の一員たることを脱することは出来ないが、郷土に於て相互依存して自ら協同生活の本を培つて來たのであつて、郷土の發展には今後益々協同の必要性が大となりつゝある。

協同生活に於て最も大切なのは、寛容の精神である。我意を張つ



村 農

て他人の意見を聴き入れぬやうでは協同は打ち破られる。我等は一日たりとも孤立生活を爲すことは出来ないものであるから、動もすれば走り勝な私利私情を抑へ、他人に對しては寛容の精神を以て互譲し、相互協力し郷土の美化に盡し、我等の幸福を圖らなければならぬ。それが又愛郷心の發露ともなり、愛國心の基をも爲すのであつ

て、愛郷心と愛國心とはその性質を同じうするのである。我等の郷土のある處、民族の隆昌を圖り、國家社會の福祉を増進するに努める愛國の熱意は茲に築かれるであらう。

農村と都市 農村でも都市でもその郷土に變りはない。たゞこの兩者は事情が異なるので、生活の關係上全く別物のやうに考へられ易く、隨つて郷土的精神にも影響するので



元倉住資源

一、年額 四十五萬円

米 三ヶ月分

三千俵

興市報

五百三十万

一、年額 八百円

人的資源

内地 七ヶ月

小都市 二百一十五人

中都市 二百一十五人

大都市 二百一十五人

都市 三割二分(増が倍)

農村 六割五分

自然増加 割合

都市 二割五分

農村 七割五分

昭和三年

八十四万人

三十八万人

十九万人

九人

東京市

人口 五百万

増加 四万人

地より流入 三十三万人

精神 八

郷土と地方自治

ある。

元來農村は自然に發達したもので、人口が稀薄で疎居し、土地は廣く閑靜であるが交通の利便には比較的恵まれない。住民の多數は農業を營み、人情が醇朴で隣保相親しみ、昔ながらの姿を残存してゐる。

都市は交換經濟の發達と共に現れたが、人口稠密で交通が發達し物資集散の中心をなし、且官衙學校・公園・劇場・映畫館等の文化的施設や娛樂機關が備はり、住民は商工業を營む者と俸給賃銀による生活者が多い。概して人情は農村のそののやうに濃かでない。如何に文化が進んでも農村がなくては都



(近 附 橋 本 日) 街 市 京 東

一年に百万人

市の發達は望まれない。都市の發達につれて農村も亦振興しなれば健全な國家の隆昌は期せられない。近時世人が徒に都市生活に憧憬れ徒に都市へ移入する者の多いのは寒心すべきことである。農村青年は須く農村生活の使命を自覺し、鐵石の如き意志と火の如き農村愛護の精神に燃えて、その振興と開發とに努むることこそ、眞に郷土を愛し、國家を愛する純情といはねばならぬ。

#### 四 我が郷土 (二)

##### 一 郷土と地方自治

郷土と地方自治 昔から郷土を中心とした自治制度があつた。その古いことは暫く措き、徳川幕府時代には領主の嚴格な支配の下に、町奉行又は郡奉行があつて、それら、統治が行はれてゐた。町奉行の下には町年寄名主等いふ役があり、郡奉行の下には庄屋・組頭・百



姓代といふのがあつた。庄屋は略、今日の村長のやうな役目で村方一切の事を司り、警察、裁判、宗教に關することや、又貢租の納付、農業の奨励、土木の監督等種々の責任を課せられてゐた。未だ十分な形態を具へたとはいへないが連帯の自衛團體とも稱すべき一種の自治制度であつた。

なほ隣保相接する五戸内外を以て一團となし、その一を長即ち組頭又は班頭に立てて五人組を編成した。組頭は今日の區長の如き役目のもので、組合内の一切のことを責任を以て處理した。組合内の人々も亦互に責任を分擔して、若し組合内に不都合の者でもあれば五人組が連帯して責任を負つた。この舊慣は今なほ残つて、隣保互助の良習を存するところも少くない。

明治維新以來諸事が大いに革まり、明治四年廢藩置縣で大區、小區の制度を設け、區毎に戸長、副戸長を置いて郡村の行政を司らしめた。

同十一年には郡區町村編制法、府縣會規則及び地方稅規則が發布せられて、區町村會、府縣會を開き、同十三年には區町村會法が出来て自治制度が一段と進展した。更に明治二十一年に市制及び町村制が定められ、同二十三年には府縣制及び郡制が發布せられた。而して郡制は大正十二年四月より廢止せられ、その他のものも數度改正せられて現行の市制、町村制及び府縣制となつてゐる。

**地方自治の本旨** 明治二十一年に先づ市町村に自治制度が布かれて、行政上諸般の進展を見るやうになつたが、その本旨は當時の上諭に明示せられてゐる。

朕地方共同ノ利益ヲ發達セシメ衆庶臣民ノ幸福ヲ増進スルコトヲ欲シ隣保團結ノ舊慣ヲ存重シテ益之ヲ擴張シ更ニ法律ヲ以テ都市及町村ノ權義ヲ保護スルノ必要ヲ認メ茲ニ市制町村制ヲ裁可シテ之ヲ公布セシム



この上諭は、我が國古來の美風である隣保團結相互扶助の舊慣を  
確認尊重し、更に之を擴充して、法律を以て正式に市町村を國家行政  
の一組織と認め、自治體として十分に活動するに遺憾なからしめた  
ものであつて、聖旨に感佩し、いよ／＼その美風を發揮するやう努め  
ねばならぬ。

凡そ地方には特有の状況があり、利害も相伴なふものであるから、  
共同の福利を増進するため、事情に精通してある地元の住民をして  
共同の事業を自ら處理せしめるのが自治の趣旨である。

### 地方自治の精神

地方自治の精神 昔から郷黨團結して、或は消防警察に従ひ、或は  
道路架橋の工事に當る等地方の風習に基いて、共同の利益を圖つて  
來たが、明治の新政により市町村の制度が布かれて、いよ／＼この精  
神を發揮するために地方自治の根本方針が確立した。されば自治

は地方人民が一致協同の精神と、公共のために奉仕する犠牲的精神  
とを以て之に當らなければならぬ。凡そ自治體のことは總べて合  
議制であるから、自己の主張は憚るところなく發表し、虚心に他の意  
見を聽いて之を尊重し、各自が十分納得するまで談り合ひ、協議の結  
果決定せることは喜んで服従し、飽くまでもその責に任ずべきであ  
る。

かやうに國民をして自ら一定の政務に參與せしめることは、やが  
て立憲國民としての素養を十分ならしめ、且公共的精神を涵養する  
所以であり、社會の一大進歩である。我等は眞にこの自治精神を理  
解し正しく之を發揚せねばならぬ。

### 三 市町村

市町村 市町村は一定の地域を定め、その内に居る住民を以て組  
織せる自治體で、基礎團體として國家を構成し、之を統制する法が市



市町村住民と市町村公民

市制第九條  
町村制第七條

市町村公民の權利義務  
名譽職は次の理由があれば辭することが出る

制及び町村制である。

**市町村住民と市町村公民** 市町村内に住所をもつ者は、本籍者なると寄留者たるとを問はず、戸主でも家族でも外國人でもみな當然その住民である。住民はその市町村で經營する公園、墓地、學校、病院、圖書館、公會堂等の營造物や、山林、原野等の市町村財産を共有し、又使用する權利を有すると共に、市町村税その他の公課を分擔する義務を負うてゐる。

住民の中一定の資格を備へてゐる者は、市制及び町村制によつて公民權を與へられ、特に市町村の公務に參與する權利義務を有する。その資格は帝國臣民たる滿二十五歳以上の男子で、二年以來その市町村の住民たることを要する。

貧困により生活のため公私の救助を受け又は扶助を受ける者、一定の住所をもたない者、禁治産者、準禁治産者、破産者で復權しない者、六年以上の懲役又

は禁錮の刑に處せられその刑を受けてから、特定の期間を経過しない者は公民たる資格がない。

**市町村公民の權利義務** 市町村の公民は住民として有する權利義務の外、市町村會議員を選擧したり、又市町村會議員等市町村の名譽職に選擧せられる權利を有すると共に、名譽職擔任の義務がある。それ故若し正當の理由がなくて、當選した公職を辭したり、その職務を實際に執行しない等、公の義務を果さない者に對しては、市町村會議の議決を経て一年以上四年以下その市町村の公民權を停止することが出来る。

公民權を失つたり又は停止されるのは、單に不名譽なばかりでなく、公の義務をも果し得ないことになる。

公民權は公民に附與された參政權で、公民は之によつて市町村の名譽職ばかりでなく、府縣會衆議院等の議員選舉にも携はり、府縣及

- 一、疾病に罹つて公務に堪へないもの
  - 一、自己の義務のため市町村内に居ることの出来ないもの
  - 一、年齢六十歳以上のもの
  - 一、官公職のため市町村の公務を執ることの出来ないもの
  - 一、四年以上名譽職市町村吏員又は市町村會議員等の公職に任じて爾後同一の期間を経過しないもの
  - 一、その他市町村會議の議決により正當の理由ありと認められるもの
- 町村會議員定數
- 一、人口五千五百以上一千人未満
  - 一、人口五千以上一万人未満
  - 一、人口一万人以上



上三萬未満  
二、人口二萬以  
上三〇人

議員の選舉

選舉權

被選舉權

市會議員

一、人口五萬未  
滿三〇人  
一、人口一五萬以  
上二〇萬未  
滿三六人  
一、人口一〇萬未  
滿四〇人  
一、人口二〇萬未  
滿四四人  
一、人口三〇萬未  
滿四八人  
一、人口四〇萬未  
滿五二人  
一、人口五〇萬未  
滿五六人  
一、人口六〇萬未  
滿六〇人  
一、人口七〇萬未  
滿六四人  
一、人口八〇萬未  
滿六八人  
一、人口九〇萬未  
滿七二人  
一、人口一〇〇萬未  
滿七六人  
一、人口一〇〇萬未  
滿八〇人  
一、人口一〇〇萬未  
滿八四人  
一、人口一〇〇萬未  
滿八八人  
一、人口一〇〇萬未  
滿九二人  
一、人口一〇〇萬未  
滿九六人  
一、人口一〇〇萬未  
滿一〇〇人  
一、人口一〇〇萬未  
滿一〇四人  
一、人口一〇〇萬未  
滿一〇八人  
一、人口一〇〇萬未  
滿一一二人  
一、人口一〇〇萬未  
滿一一六人  
一、人口一〇〇萬未  
滿一二〇人  
一、人口一〇〇萬未  
滿一二四人  
一、人口一〇〇萬未  
滿一二八人  
一、人口一〇〇萬未  
滿一三二人  
一、人口一〇〇萬未  
滿一三六人  
一、人口一〇〇萬未  
滿一四〇人  
一、人口一〇〇萬未  
滿一四四人  
一、人口一〇〇萬未  
滿一四八人  
一、人口一〇〇萬未  
滿一五二人  
一、人口一〇〇萬未  
滿一五六人  
一、人口一〇〇萬未  
滿一六〇人  
一、人口一〇〇萬未  
滿一六四人  
一、人口一〇〇萬未  
滿一六八人  
一、人口一〇〇萬未  
滿一七二人  
一、人口一〇〇萬未  
滿一七六人  
一、人口一〇〇萬未  
滿一八〇人  
一、人口一〇〇萬未  
滿一八四人  
一、人口一〇〇萬未  
滿一八八人  
一、人口一〇〇萬未  
滿一九二人  
一、人口一〇〇萬未  
滿一九六人  
一、人口一〇〇萬未  
滿二〇〇人  
一、人口一〇〇萬未  
滿二〇四人  
一、人口一〇〇萬未  
滿二〇八人  
一、人口一〇〇萬未  
滿二一二人  
一、人口一〇〇萬未  
滿二一六人  
一、人口一〇〇萬未  
滿二二〇人  
一、人口一〇〇萬未  
滿二二四人  
一、人口一〇〇萬未  
滿二二八人  
一、人口一〇〇萬未  
滿二三二人  
一、人口一〇〇萬未  
滿二三六人  
一、人口一〇〇萬未  
滿二四〇人  
一、人口一〇〇萬未  
滿二四四人  
一、人口一〇〇萬未  
滿二四八人  
一、人口一〇〇萬未  
滿二五二人  
一、人口一〇〇萬未  
滿二五六人  
一、人口一〇〇萬未  
滿二六〇人  
一、人口一〇〇萬未  
滿二六四人  
一、人口一〇〇萬未  
滿二六八人  
一、人口一〇〇萬未  
滿二七二人  
一、人口一〇〇萬未  
滿二七六人  
一、人口一〇〇萬未  
滿二八〇人  
一、人口一〇〇萬未  
滿二八四人  
一、人口一〇〇萬未  
滿二八八人  
一、人口一〇〇萬未  
滿二九二人  
一、人口一〇〇萬未  
滿二九六人  
一、人口一〇〇萬未  
滿三〇〇人  
一、人口一〇〇萬未  
滿三〇四人  
一、人口一〇〇萬未  
滿三〇八人  
一、人口一〇〇萬未  
滿三一二人  
一、人口一〇〇萬未  
滿三一六人  
一、人口一〇〇萬未  
滿三二〇人  
一、人口一〇〇萬未  
滿三二四人  
一、人口一〇〇萬未  
滿三二八人  
一、人口一〇〇萬未  
滿三三二人  
一、人口一〇〇萬未  
滿三三六人  
一、人口一〇〇萬未  
滿三四〇人  
一、人口一〇〇萬未  
滿三四四人  
一、人口一〇〇萬未  
滿三四八人  
一、人口一〇〇萬未  
滿三五二人  
一、人口一〇〇萬未  
滿三五六人  
一、人口一〇〇萬未  
滿三六〇人  
一、人口一〇〇萬未  
滿三六四人  
一、人口一〇〇萬未  
滿三六八人  
一、人口一〇〇萬未  
滿三七二人  
一、人口一〇〇萬未  
滿三七六人  
一、人口一〇〇萬未  
滿三八〇人  
一、人口一〇〇萬未  
滿三八四人  
一、人口一〇〇萬未  
滿三八八人  
一、人口一〇〇萬未  
滿三九二人  
一、人口一〇〇萬未  
滿三九六人  
一、人口一〇〇萬未  
滿四〇〇人  
一、人口一〇〇萬未  
滿四〇四人  
一、人口一〇〇萬未  
滿四〇八人  
一、人口一〇〇萬未  
滿四一二人  
一、人口一〇〇萬未  
滿四一六人  
一、人口一〇〇萬未  
滿四二〇人  
一、人口一〇〇萬未  
滿四二四人  
一、人口一〇〇萬未  
滿四二八人  
一、人口一〇〇萬未  
滿四三二人  
一、人口一〇〇萬未  
滿四三六人  
一、人口一〇〇萬未  
滿四四〇人  
一、人口一〇〇萬未  
滿四四四人  
一、人口一〇〇萬未  
滿四四八人  
一、人口一〇〇萬未  
滿四五二人  
一、人口一〇〇萬未  
滿四五六人  
一、人口一〇〇萬未  
滿四六〇人  
一、人口一〇〇萬未  
滿四六四人  
一、人口一〇〇萬未  
滿四六八人  
一、人口一〇〇萬未  
滿四七二人  
一、人口一〇〇萬未  
滿四七六人  
一、人口一〇〇萬未  
滿四八〇人  
一、人口一〇〇萬未  
滿四八四人  
一、人口一〇〇萬未  
滿四八八人  
一、人口一〇〇萬未  
滿四九二人  
一、人口一〇〇萬未  
滿四九六人  
一、人口一〇〇萬未  
滿五〇〇人  
一、人口一〇〇萬未  
滿五〇四人  
一、人口一〇〇萬未  
滿五〇八人  
一、人口一〇〇萬未  
滿五一二人  
一、人口一〇〇萬未  
滿五一六人  
一、人口一〇〇萬未  
滿五二〇人  
一、人口一〇〇萬未  
滿五二四人  
一、人口一〇〇萬未  
滿五二八人  
一、人口一〇〇萬未  
滿五三二人  
一、人口一〇〇萬未  
滿五三六人  
一、人口一〇〇萬未  
滿五四〇人  
一、人口一〇〇萬未  
滿五四四人  
一、人口一〇〇萬未  
滿五四八人  
一、人口一〇〇萬未  
滿五五二人  
一、人口一〇〇萬未  
滿五五六人  
一、人口一〇〇萬未  
滿五六〇人  
一、人口一〇〇萬未  
滿五六四人  
一、人口一〇〇萬未  
滿五六八人  
一、人口一〇〇萬未  
滿五七二人  
一、人口一〇〇萬未  
滿五七六人  
一、人口一〇〇萬未  
滿五八〇人  
一、人口一〇〇萬未  
滿五八四人  
一、人口一〇〇萬未  
滿五八八人  
一、人口一〇〇萬未  
滿五九二人  
一、人口一〇〇萬未  
滿五九六人  
一、人口一〇〇萬未  
滿六〇〇人  
一、人口一〇〇萬未  
滿六〇四人  
一、人口一〇〇萬未  
滿六〇八人  
一、人口一〇〇萬未  
滿六一二人  
一、人口一〇〇萬未  
滿六一六人  
一、人口一〇〇萬未  
滿六二〇人  
一、人口一〇〇萬未  
滿六二四人  
一、人口一〇〇萬未  
滿六二八人  
一、人口一〇〇萬未  
滿六三二人  
一、人口一〇〇萬未  
滿六三六人  
一、人口一〇〇萬未  
滿六四〇人  
一、人口一〇〇萬未  
滿六四四人  
一、人口一〇〇萬未  
滿六四八人  
一、人口一〇〇萬未  
滿六五二人  
一、人口一〇〇萬未  
滿六五六人  
一、人口一〇〇萬未  
滿六六〇人  
一、人口一〇〇萬未  
滿六六四人  
一、人口一〇〇萬未  
滿六六八人  
一、人口一〇〇萬未  
滿六七二人  
一、人口一〇〇萬未  
滿六七六人  
一、人口一〇〇萬未  
滿六八〇人  
一、人口一〇〇萬未  
滿六八四人  
一、人口一〇〇萬未  
滿六八八人  
一、人口一〇〇萬未  
滿六九二人  
一、人口一〇〇萬未  
滿六九六人  
一、人口一〇〇萬未  
滿七〇〇人  
一、人口一〇〇萬未  
滿七〇四人  
一、人口一〇〇萬未  
滿七〇八人  
一、人口一〇〇萬未  
滿七一二人  
一、人口一〇〇萬未  
滿七一六人  
一、人口一〇〇萬未  
滿七二〇人  
一、人口一〇〇萬未  
滿七二四人  
一、人口一〇〇萬未  
滿七二八人  
一、人口一〇〇萬未  
滿七三二人  
一、人口一〇〇萬未  
滿七三六人  
一、人口一〇〇萬未  
滿七四〇人  
一、人口一〇〇萬未  
滿七四四人  
一、人口一〇〇萬未  
滿七四八人  
一、人口一〇〇萬未  
滿七五二人  
一、人口一〇〇萬未  
滿七五六人  
一、人口一〇〇萬未  
滿七六〇人  
一、人口一〇〇萬未  
滿七六四人  
一、人口一〇〇萬未  
滿七六八人  
一、人口一〇〇萬未  
滿七七二人  
一、人口一〇〇萬未  
滿七七六人  
一、人口一〇〇萬未  
滿七八〇人  
一、人口一〇〇萬未  
滿七八四人  
一、人口一〇〇萬未  
滿七八八人  
一、人口一〇〇萬未  
滿七九二人  
一、人口一〇〇萬未  
滿七九六人  
一、人口一〇〇萬未  
滿八〇〇人  
一、人口一〇〇萬未  
滿八〇四人  
一、人口一〇〇萬未  
滿八〇八人  
一、人口一〇〇萬未  
滿八一二人  
一、人口一〇〇萬未  
滿八一六人  
一、人口一〇〇萬未  
滿八二〇人  
一、人口一〇〇萬未  
滿八二四人  
一、人口一〇〇萬未  
滿八二八人  
一、人口一〇〇萬未  
滿八三二人  
一、人口一〇〇萬未  
滿八三六人  
一、人口一〇〇萬未  
滿八四〇人  
一、人口一〇〇萬未  
滿八四四人  
一、人口一〇〇萬未  
滿八四八人  
一、人口一〇〇萬未  
滿八五二人  
一、人口一〇〇萬未  
滿八五六人  
一、人口一〇〇萬未  
滿八六〇人  
一、人口一〇〇萬未  
滿八六四人  
一、人口一〇〇萬未  
滿八六八人  
一、人口一〇〇萬未  
滿八七二人  
一、人口一〇〇萬未  
滿八七六人  
一、人口一〇〇萬未  
滿八八〇人  
一、人口一〇〇萬未  
滿八八四人  
一、人口一〇〇萬未  
滿八八八人  
一、人口一〇〇萬未  
滿八九二人  
一、人口一〇〇萬未  
滿八九六人  
一、人口一〇〇萬未  
滿九〇〇人  
一、人口一〇〇萬未  
滿九〇四人  
一、人口一〇〇萬未  
滿九〇八人  
一、人口一〇〇萬未  
滿九一二人  
一、人口一〇〇萬未  
滿九一六人  
一、人口一〇〇萬未  
滿九二〇人  
一、人口一〇〇萬未  
滿九二四人  
一、人口一〇〇萬未  
滿九二八人  
一、人口一〇〇萬未  
滿九三二人  
一、人口一〇〇萬未  
滿九三六人  
一、人口一〇〇萬未  
滿九四〇人  
一、人口一〇〇萬未  
滿九四四人  
一、人口一〇〇萬未  
滿九四八人  
一、人口一〇〇萬未  
滿九五二人  
一、人口一〇〇萬未  
滿九五六人  
一、人口一〇〇萬未  
滿九六〇人  
一、人口一〇〇萬未  
滿九六四人  
一、人口一〇〇萬未  
滿九六八人  
一、人口一〇〇萬未  
滿九七二人  
一、人口一〇〇萬未  
滿九七六人  
一、人口一〇〇萬未  
滿九八〇人  
一、人口一〇〇萬未  
滿九八四人  
一、人口一〇〇萬未  
滿九八八人  
一、人口一〇〇萬未  
滿九九二人  
一、人口一〇〇萬未  
滿九九六人  
一、人口一〇〇萬未  
滿一〇〇〇人

選舉の方法

市會議員の選舉に  
は府縣會議員の選  
舉と同様の手續を  
とることが多い。  
即ち豫め議員候補  
者を届出せしめるこ  
とになつてゐるの  
で候補者以外の者  
を投票しても無効  
である。

び國家の政務にも參與することが出来る。その行ふところの投票は直ちに各團體の消長に影響するものである。されば我等は公民權の貴重なることを自覺し、公正を以て選舉に臨み、又當選者はその職責を重んじ、誠實に盡力せねばならぬ。

**議員の選舉** 市町村會議員は市町村民の選舉した代表者で、その員數は人口によつて定まり、任期は四年である。

**選舉權** その市町村の公民はみな之を有するが、公民權停止中の者は除かれる。又陸海軍の現役軍人及び戰時又は事變に際して召集されてゐる兵役者は選舉に携ることが出来ない。

**被選舉權** 選舉權を有する市町村の公民はみな之を有する。併し選舉の公正を保持するために特別の地位に在る者、例へば在職の判事、檢事、警察官吏及び收稅官吏等は被選舉權がなく、又選舉事務に關係する官吏及び市町村の有給吏員はその關係區域内では被選舉

權がない。

**選舉の方法** 市町村會議員の選舉は自治の振興上重要であるので詳細な規定が設けられてゐる。市町村長は毎年九月十五日現在により各人の資格を記載した選舉人名簿を調製する。この名簿は十一月五日から十五日間一定の場所に於て關係者に縦覽させる。若し之に對し異議があつた場合には期間内に修正を申出ることが出来る。この申出があれば市町村長は市町村會に送附し、その決議によつて修正する。十二月二十五日を以てこの名簿は確定し、翌年十二月二十四日まで据置く。この確定名簿に登録された者でなければ投票に参加することが出来ない。

選舉を施行する日は市町村長が定めて、少くともその期日の七日目前に選舉會場、投票の日時及び選舉すべき議員數を告示する。選舉を行ふには市町村長が選舉長となつて選舉會を管理する。



- 左記の投票は無効である
- 一、正規の用紙を用ひざる者
  - 二、現に町村會議員の職に在る者の氏名を記載したる者
  - 三、一投票中二人以上の被選舉人の氏名を記載したる者
  - 四、被選舉人の何人かを確認し難き者
  - 五、被選舉権無き者の氏名を記載せる者
  - 六、被選舉人の氏名の外他事を記入したる者但し爵位職業身分住所又は敬稱の類を記入したるものはこの限りならず
  - 七、被選舉者の氏名を自書せざる者
- 法定得票者たるには少くとも得票が

且選舉の公正を期するため、選舉人名簿に登録された者の中から二人乃至四人の選舉立會人を選任する。選舉會場へはその事務に従ふ者、又は監視の職權を有する者及び警察官吏以外の者の出入を禁じ、嚴に公正と秩序とを維持する。

選舉人は當日規定の時間内に自ら會場に到り、受付で選舉人名簿との對照を受け、選舉長から用紙を受取り定められた場所で自書して投函する。投票は一人一票に限り、被選舉人の氏名以外は投票者名は固より、他事を記載してはならぬ。

投票が終了すれば、選舉長は選舉立會人立會の上開票し、その有効投票と無効投票とを點檢の上決定する。而して、有効投票の最も多數のものから順次議員定數に達するまでの人數を當選者とする。若し當選者の得票が同數の場合には年長者を先とし、年齢が同じときは抽籤によつて之を定める。而してそれが定まれば市町村長は直

議員定數を以て有効投票の總數を割つて得たる數の六分の一以上あること。

選舉と公正

ちに當選者にその旨通知する。

**選舉と公正** 市町村會議員にはよく市制及び町村制の本旨を理解し、市町村自治の發達に貢獻し得る人格手腕のある適任者を選擧すべきである。情實や權勢等によつて意思を枉げたり、部落の利害に私して投票するやうなことで、市町村自治の發達を促し自治の精神を發揚することは出來ない。

又貴重な選舉權を拋棄することは、公權を輕んじ公の義務をも果さない者で公民として恥づべきことである。僅に一票だと輕視してはならぬ、その一票が當落を決することにもなるので、貴き一票を清く正しく行使せねばならぬ。自己の投票は何人に對しても亦どんな場合でも之を知らしめるには及ばない、嚴乎として全く独自の判斷によるべきである。

**市町村會** 市會は議員中より議長及び副議長を選出し、町村會は



町村長が議長となつて組織せられ、市町村長の提出する各種の議案その他を決定する議決機關である。

(イ) 市町村會に於て議決すべき主な事項

- 一、市町村條例及び規則を設け又は改廢すること。
- 二、市町村費をもつて支辨すべき事業に關すること。
- 三、歳出歳入豫算を定めること。
- 四、決算報告を認定すること。
- 五、法令に定めてあるものを除くの外、使用料・手数料・加入金・町村税又は夫役現品の賦課徴收に關すること。
- 六、不動産の管理處分及び取得に關すること。
- 七、基本財産及び積立金穀等の設置及び處分に關すること。
- 八、歳入出豫算を以て定めるものを除くの外、新に義務の負擔をなし及び權利の拋棄をなすこと。
- 九、財産及び營造物の管理方法を定めること。

一〇、市町村吏員の身元保證に關すること。

一一、市町村に關する訴願及び和解に關すること。

(ロ) 市町村の事務に關する書類や計算書を檢閲し、又市町村長の報告を請求して事務の管理議決の執行及び出納を檢査する等執行機關を監督する。

以上は議決事項の例示であつてその範圍には制限がない。これ市町村の自治が完全自治といはれる所以である。

**市町村會の議事** 市町村會は市町村長が之を招集する。又議員定數の三分の一以上の議員から請求した場合にも之を招集する。會議は議員定數の半數以上出席しなければ開くことが出来ない。

市町村會に於ける議長は會議を總理し會議の順序を定め、その日の會議を開閉し、議場の秩序を保持する等の權限を有する。

議事は出席議員の過半數をもつて決するが、可否同數であつた場合には議長が決する。

議事は公開するのが原則であるが、議長の意見により又は議員の議決により傍聽を禁止することが出来る。

名譽職參事會員は十名(但し東京・大阪・京都・名古屋・横濱・神戸は十五名まで増加することが出来る)が定數で市會に於てその議員中から選出する。



市には市會の外、市參事會があり、市長及び市會議員中から選出した定數の名譽職市參事會員を以て組織し、市長が議長となる。市會から委任を受けた事項を議決するのを主とするが、緊急な場合その他に市會の補助機關として活用される。

**議員の心得** 凡そ市町村の自治活動は市町村會の議決に基づいて發動するのであるから、自治の振否は一に市町村會議員の双肩に懸つてゐるといつてよい。されば議員は常に己が市町村の福利を増進せんがために至誠以てその職責を完うせねばならぬ。その他會議中に於て無禮の語を用ひたり他の身上に涉つて言論するやうなことは慎しむべきで、なほ又近親の一身に關する場合は差控へねばならぬ。

**市役所町村役場** 市の事務を取扱ふところを市役所といひ、町村の事務を取扱ふところを町村役場といふ。大都市には特に區役所

を置く。

**市長町村長**

市町村會に於て議決した事項を執行するものは市

町村長で、議決機關に對して之を執行機關といふ。市町村長は市町村會で選舉され、その任期は四年である。市長は有給であるが町村長は名譽職を通例とし、必要あれば町村條例に由つて之を變更することが出来る。名譽職町村長は町村公民で選舉權を有する者であることを必要とするが、有給町村長は町村公民以外からも選舉することが出来る。

市町村長は内にあつてはその市町村を統轄し、外に對しては市町村を代表する。市町村會及び市參事會の議決を経べき議案の提出及び議決した事務の處理事業の經營等總べて市町村長自ら之に任ずる。その他市町村に屬する財産及び營造物を管理し、收入・支出を命令し、會計を監督し、租稅手數料等を賦課徵收する等の外、戶籍・衆議



院議員の選舉・兵事・小學校の管理・死亡人の取扱・埋葬認可・種痘等の事項を取扱ふ。かやうに市町村長の権限は誠に廣汎で、その人格と手腕とが市町村の發展向上に影響することが頗る多い。されば市町村長には是等重要な職責を完うすることの出來得る人物を選出することが極めて肝要である。

その他の吏員(公吏) 市町村長の掌理すべき事項は甚だ多種であるので、之を一人で執行することは出來ないから、助役・收入役・區長委員・書記等の吏員を置いてその事務を補助せしめる。

助役は市町村長を補佐し又代理もする重要な補助機關である。

收入役は有給吏員で會計事務を掌る。また處務の便宜のため區長及び區長代理を置くことを得。是等は市町村の公民中選舉權を有する者につき市町村長の推薦により市町村會に於て定めるもので名譽職である。この外、土木・衛生等各種名譽職の委員があり、また有給の書記・技術員及び雇などを置いてゐる。

東京・大阪のやうな特別都市に於ては市參與を置くことが出来る。

市町村の事務 その性質から見て土木・勸業・教育等直接市町村の公共利益を目的とする公共事務(固有事務)と、小學教育・國稅・府縣稅の徵收等、國府縣等から便宜上その取扱を委任された委任事務とに分けられるが、この兩者は固より取扱を區別すべきものではなく、又どちらにしても必要事務と隨意事務とがあるが、通常市町村に於ては取扱の便宜上事務の種類によつて、戶籍・教育・衛生・土木・選舉・稅務・兵事等に分けて處理してゐる。

市町村の事業 市町村民の福利を増進するため市町村に於て經營すべき事業はその種類が頗る多い。

市町村に於ける事業の主なもの

- 一、 財政事業 基本財政の造成・部落有財産の統一・納稅組合の設置等
- 二、 教育事業 青年學校の設置・圖書館・巡廻文庫の設置・公會堂建設等











るのを目的とするものを収益財産といふ。この収益財産が多ければ益、事業の實施に都合よく、随つて市町村民の生活を安定し財政を豊富ならしめる所以である。

市町村で設けてゐる公園・墓地・學校・圖書館・病院・市場・共同浴場・公益質屋・醫者・産婆等は、市町村民に利用せしめて、その福利を増進せしむるのを目的とするもので、之を營造物と呼び、時代の要求は益、是等の施設を多からしめる。之が使用についてはよく注意して毀損又は迷惑をかけぬやうにし、以て市町村民全體がその恩恵を分つことに心掛けねばならぬ。

**基本財産** 市町村の財産収入を増加するため、基本財産の設置は甚だ望ましく、その經營よろしきを得るときは經費は少なくて多額の収益を得るから、市町村民の負擔を軽減することも出来る。基本財産を造るには公有林木の拂下、冠婚葬祭費を節約しての寄附、國庫よ

基本財産

財産収入

基本財産

一、一般基本財産

山林・田・畑・運物・債権・現金

二、特別基本財産

公有財産・公有物

市町村基本財産 (單位百萬圓)

	市		町		村	
	昭和元年	同10年	昭和元年	同10年	昭和元年	同10年
土地價格	140.8	38.3	359.4	333.4		
立木價格	0.9	1.5	28.4	24.6		
建物價格	13.9	2.0	35.3	16.1		
穀物價格	—	—	0.1	0.1		
有價證券價格	4.7	5.3	51.6	36.1		
現金	20.9	30.8	95.6	123.4		
その他	3.3	3.4	25.8	19.3		
總額	184.6	81.5	596.6	553.2		

公には協同して財源を確立することに努むべきである。かくて市町村の事業が基本財産の収入で一切の支辨が出来るならば無税の自治體が出現するわけで甚だ望ましいことである。

四 府 縣

府 縣

府縣は國と市町村との中間に位する自治體で、府縣會及び

府 縣







- 五、不動産の處分並に買受讓受に關すること
- 六、積立金穀等の設置及び處分に關すること
- 七、財産及び營造物の管理方法を定めること

市町村會の權限と異り府縣會の決議事項は列舉制限主義をその精神としてゐる。

**府縣參事會** 府縣會から受けた委任事項を處理し、又臨時急施を要するもので、府縣會を招集する暇がない場合に府縣會に代つて議決を爲し、又委員を擧げて府縣の出納の検査を爲す等、主として府縣會の補充を爲す機關である。

府縣參事會は府縣知事及び府縣會議員中から互選した名譽職參事會員十名を以て組織し、府縣知事が議長となる。名譽職參事會員の任期は二年である。

**府縣知事** 府縣の執行機關であるが、同時に政府の行政機關とし

ての職務をも帯びてゐる。

知事は府縣の主腦となつて内には府縣を統轄し、外には府縣を代表する。府縣會や府縣參事會を招集して議案を提出し、又その議決を執行し、府縣の財産や營造物を管理し、會計の監督、租稅手数料の賦課徵收を爲す等、自治行政の一切を執行する外、政府の行政官廳として内務大臣の指揮監督に服し、府縣令を發布し、府縣吏員を指揮監督し、非常の場合には師團長に出兵を請求し、更に府縣會同參事會が違法な議決や選舉を爲し、それが公益上不適當と認める時はその議決を取消す等廣大な權限がある。

府縣知事の補助機關として書記官、地方事務官、地方視學官、地方警視、地方小作官、地方技師、地方主事、主事補、視學屬、警部、技手、通譯、書記、雇等がある。

**府縣の財政** 府縣の収入は市町村と異り主として租稅である。

田  
新  
知  
事  
の  
職  
務  
を  
も  
帯  
び  
て  
ゐ  
る  
。



府縣税は國税に附加する附加税及び家屋税・雜種税等の特別税である。なほ特別必要に應じては府縣債を起すことも出来る。

**府縣廳** 府縣内に於ける教育・勸業・土木・衛生・警察等一般の事務を處理するため總務・學務・經濟・警察の四部を設け、更に各部を幾多の課に分つてゐる。但し東京府には警視廳があるので警察部がなく、又

以上の外に土木部等を置いてゐるものもある。



東京府廳  
東京市麹町區  
丸の内三丁目

東 府縣の行政は自治に關する事項と國の行政に關する事項とで、どちらも府縣知事が之を執行するのであるから、知事にその人を得るといふことは最も重要である。又一面には適當な人材を府縣會議員に選出して府縣の治績を擧げしめ、福利増進を圖ることは我

等府縣民としての大切な責務である。實に府縣の政治では常に知事と府縣會とが一致協力しなければその妙諦は發揮出来ない。特に戒めねばならぬことは地方自治の政黨化である。  
**我が府縣** 徳川幕府時代に於ては藩政の治下にあつて全く地方的自治が行はれたが、明治四年廢藩置縣によつて縣治となり、その後幾多の變遷を経て現在に及んだ。

我が府縣も著しい發達はしたのであるが、なほ教育・産業・社會施設その他各般に互つて改善すべきものが尠くない。我等はよく府縣の沿革及び現勢を理解し、各自の職業に精勵すると共に相携へて地方公共のために奉仕し、我が府縣の發達向上を圖らねばならぬ。



國本  
統治者より統治される  
神体ヨリ

何人ヲ統治スルモノトテ  
肇國の本義

ヲ現物ニカニ依ッテ  
小宗ニツク形体ナリ

君ニ依ッテ  
世襲

神ニ依ッテ  
統治者ニ依ッテ

神和ニ依ッテ  
中ニ楷致  
神和ニ依ッテ  
氏ニ依ッテ  
不依ッテナリ

### 五 我が國體

#### 一 肇國の本義

肇國の本義 我が國は日本書紀に「天先づ成りて地後に定まる、然して後神聖その中に生れます」とある如く、悠久なるところにその源を發し、而して御威徳天日の如き天照大神あれまして、この國をしらしめず大御心、大御業を彌榮えに發展せしめられるために、皇孫瓊杵尊をこの地に降したまふにあたり、特に天壤無窮の神勅を下したまひ、肇國の本義を明らかにし、我が國本を確立したまひ、茲に萬世動きなき礎は定まつた。かやうに我が肇國は悠久深遠で、大日本帝國の統治權は萬世一系の皇統にあつて、君臣の分自ら定まり萬古不易の國體をなし、天壤と共に窮まりなく、眞に萬邦に比類を見ないのである。

#### 二 我が國の特質

我が國體と敬神崇祖 皇祖天照大神は皇孫瓊杵尊を降したまふに當り、天壤無窮の神勅と共に三種の神器を授けたまひ、特に神鏡奉齋の神勅に

此れの鏡は専ら我が御魂として吾が前に拜くが如、いつきまつれ。と仰せられ、大神の崇高な御靈代として、神鏡を皇孫に授けられた。御歴代天皇はこの神勅をかしこみて、大神の大御心を以て之を承け繼ぎいつきまつりたまふ。その後神鏡は神宮に奉齋し祭主を置いて祭祀を行ひ又宮中には賢所に之を奉齋し御親祭遊ばさる。これ天皇は常に天照大神と共にあらせられ、常に大神の御心をもつて御心とし、大神と御一體とならせたまふのである。之が我が國の敬神崇祖の根本である。

敬神崇祖と國民 御歴代天皇が皇祖の大御心を御心として共に

我が國體と敬神崇祖

いつきまつる  
御魂として使はる

敬神崇祖と國民



あらせられると同じく、國民も亦皇運を扶翼し奉りたる神々即ち祖先がいたせし忠誠を承けついで、その心を以て祖先に仕ふるのであつて、皇祖を大氏神と仰ぎ、尊崇する處に我が國の特質があるのである。天皇の統治は、天運の隆昌も一に之に基づくのであつて、我等の歴史的生命を今に活かす源泉であり、又國民的信念である。されば天皇の御爲に身命を捧げるのは小我を捨てて大きな御稜威に生き、臣民としての眞生命を發揚する所以であつて天業恢弘を翼賛し奉つ

三 天皇の統治

天皇の統治は萬世一系の天皇は、たゞ一すぢの天、日嗣で皇位は神裔にましまし、皇祖皇宗の肇めたまうた國を承け繼ぎ之を安國と平けくしろしめすことを大御業とせさせたまふ「すめらぎ」の御位であり、皇祖と御一體となつてその大御心を今に顯し國を榮えしめ民を慈しみたまふ天皇の御地位で、尊嚴極りなき高御座であり永遠に搖ぎなき國の大本である。即ち我が國は永遠に天皇の統治したまふところで萬世不易である。帝國憲法第一條に「大日本帝國ハ萬世一系ノ天皇之ヲ統治ス」と

あるのはこれを成文に昭示せられたものに外ならない。而して天皇は皇祖と御一體であらせられるが故に現御神にましますのである。帝國憲法第三條に「天皇ハ神聖ニシテ侵スヘカラス」と昭示せられてあるのは即ちそれである。

四 臣民の本分

臣民の本分 我が國は肇國より君臣の分定まり、皇祖皇宗は宏大無邊の聖徳を垂れたまひ、我等臣民はその祖先たる神々が奉仕した精神を承け繼ぎ、億兆心を一にして皇祖皇宗と御一體であらせられる天皇に仕へ奉るので、之を忠といふ。忠が我等臣民の本分である。皇威の發揚も國運の隆昌も一に之に基づくのであつて、我等の歴史的生命を今に活かす源泉であり、又國民的信念である。されば天皇の御爲に身命を捧げるのは小我を捨てて大きな御稜威に生き、臣民としての眞生命を發揚する所以であつて天業恢弘を翼賛し奉つ

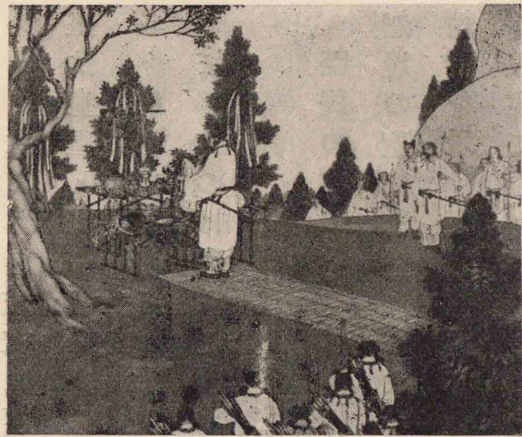


た祖先の遺風を顯すもので、やがて父祖に孝なる所以となり、忠と孝とは完全に一致するのである。

五 國體と祭祀

國體と祭祀

天照大神の神裔にまします萬世一系の天皇は神を



鳥見の山祭祀

祭りたまふことによつて大神と御一體となり、政をみそなはすのであつて、祭政一致は我が肇國の眞髓である。神武天皇が鳥見の山中に靈時（みつりのは）を立て天神地祇を祀つて大孝を申べさせられたのはその顯現であつて、神宮に神鏡を奉齋し御祭典に勅使を御差遣遊ばされたまふのも、賢所皇靈殿（トヨシノミヤ）神殿（カミミヤ）の宮中三殿の御祭祀及び御一代に一度

の大嘗祭並びに年毎の神嘗祭新嘗祭に御親祭遊ばされるのも、彌、皇祖皇宗と御一體とならせたまひ、臣民の慶福國家の繁榮を祈らせたまふ大御心に外ならないのである。

又天照大神が國土經營に際し天壤無窮の神勅と神器と共に齋庭（いはいば）の稻穂を授けさせられた御神勅に

吾が高天原に御す齋庭（いはいば）の穂（いね）を以て、亦吾が兒（こ）に御せまつる。と仰せられてあるのは農業に對し、神恩に感謝する祭祀の御精神を示されたものである。

かやうに天皇は祭祀によつて皇祖皇宗の御遺訓を紹述せられ、蒼生を彌、撫育したまふ大御心の有難きこと、たゞ、感佩措く能はざるのである。天皇が神を祭りたまふことと、政をみそなはせたまふことは一である許りでなく、教育の大本も亦之に淵源するのである。

明治天皇が







民社

府縣社・郷社・村社

府縣社 八八八座

郷社 三三三三座

以上常備料府縣社

村社 四四八九座

村よりある

無格社 一六二六〇座

帝國憲法制定の由來

由來

明治二年四月

太政官を設けられ

議院 行政 神祇

會計 外交 刑法

の部署を分けられた

四年 更に改められた

太政大臣 輔官

參議 各省郷

とされた

右院(親臨最高機關)

左院(各省省官)

明治八年

左右の院を廢して

元老院を置かれた

華族官定 皇族官定

地方長官會議(令)とされた

十五年三月 博文出典

十六年八月 常朝

十七年三月 調査局

之に大社・中社・小社の別がある。

府縣社・郷社・村社 府縣社・郷社の例祭には府縣から、村社は市町村

から神饌幣帛料を供進する。

神社の祭祀を掌るために神官神職が置かれてゐる。神官には祭主宮司禰

宜權禰宜宮掌があり神宮に奉仕するもので、官幣社・國幣社には宮司禰宜主典

があり、府縣社には社司社掌、郷社・村社には社掌が置かれてゐる。

小憲と大憲

### 六 國憲と國法

一 帝國憲法及皇室典範制定の由來とその本義

帝國憲法制定の由來 維新の初王政復古せられるや明治天皇は

肇國以來の我が國體を宣明し皇室と國家との關係を明らかにし、臣

民の權利及び義務を定めさせられるため、明治二十二年二月十一日

紀元節の佳辰を卜して大日本帝國憲法を發布したまうた。

明治天皇大政を親裁したまふに當り御施政について廣く衆議に依るべしとの深き御思召により、明治元年三月十四日群臣を率ゐた

まうて紫宸殿に出御あらせられ、我が國

是とする五事を天地神明に誓ひたまう

た。これ即ち五箇條の御誓文である。

同八年元老院を設けて立法院とせられ、

同年六月地方官會議を召集せられて立

憲政治を布きたまふ御精神を明らかに

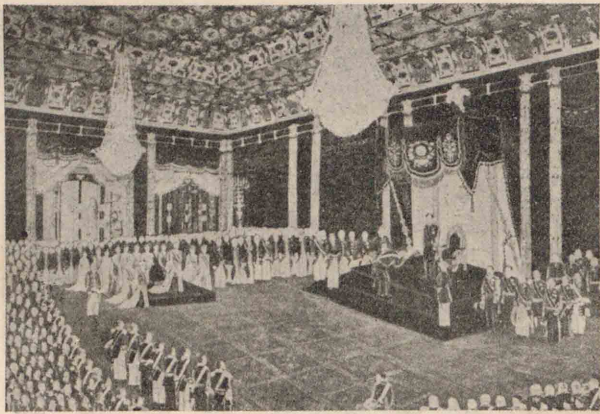
せられ、同十四年十月に至り明治二十三

年を期して國會を開設すべきことの大

詔を渙發され、その翌年之が準備のため

參議伊藤博文を歐羅巴に遣はされて各

國の憲法を調査せしめられた。その歸朝するや宮中に制度調査局



式 布 發 法 憲







一、親王  
二、皇太子の御即位  
三、皇太子の御即位  
四、皇太子の御即位

一、神聖  
二、神聖  
三、神聖  
四、神聖

### 立憲政治

治權の主體にましますと共に榮譽の源泉であらせられ、天皇は神聖にして侵すことが出来ないものである。政治の上から天皇の御地位は憲法によつて始めて定まつたものでなく、天壤無窮の神勅に基づく萬古不易の國體による肇國以來の國民的信念なのである。

天皇が統治権を行はせられるには憲法の規定に據らせたまふ。即ち法律の制定や國家の歳入歳出の豫算は帝國議會の協贊を経させられ、刑事民事の裁判は裁判所で行はせられ、行政は一般に行政官廳に任せられる。その他是等の機關の參與によらないで親裁遊ばされる範圍は甚だ廣く、この直接親裁遊ばされる統治権の作用を天皇の大權といふ。

憲法上の大權事項は次のやうである。

- 一、法律を裁可し及びその公布執行を命ずること。
- 二、帝國議會を召集し、その開會閉會、停會及び衆議院の解散を命ずること。

- 一(憲法第六條)
- 二(同 第七條)

- 三(同 第八條)
- 四(同 第九條)
- 五(同 第十條)
- 六(同第十一、第十二條)
- 七(同第十三條)
- 八(同第十四條)
- 九(同第十五條)
- 一〇(同第十六條)
- 一一(同第三十一條)
- 一二(同第七十條)
- 一三(同第七十三條)

詔勅  
公式令第一條  
同 第二條

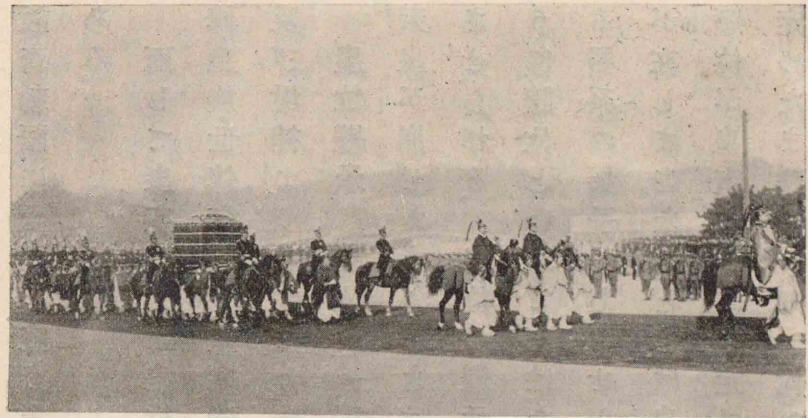
- 三、緊急の必要により法律に代るべき勅令を發すること。
- 四、法律を執行するため、又は公共の安寧秩序を保持し及び臣民の幸福を増進するため、必要な命令を發し又は發せしめること。
- 五、行政各部の官制及び文武官の俸給を定め、及び文武官を任免すること。
- 六、陸海軍を統帥し、その編制及び常備兵額を定めること。
- 七、宣戰講和を爲し、諸般の條約を締結すること。
- 八、戒嚴を宣告すること。
- 九、爵位、勳章及びその他の榮典を授與すること。
- 一〇、大赦、特赦、減刑及び復権を命ずること。
- 一一、戰時又は國家事變の場合に行はせたまふ非常大權のこと。
- 一二、緊急の場合に財政上必要な緊急命令を爲すこと。
- 一三、憲法の改正を發議せられること。

詔勅 勅旨は種々の形式を以て表示せられる。公式令によれば皇室の大事又は大權の施行に關する勅旨を宣誥するには文書によ







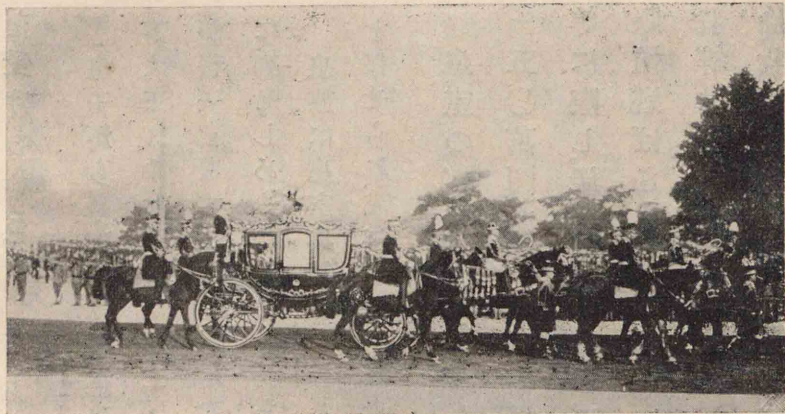


御移所賢めたの禮大御

間が過ぎてから、即位の禮及び大嘗祭を期日を秋冬の間に定めたまひ京都で行はせられる。

即位の禮は賢所大前に於て親しく皇祖に登極を報告したまひ、紫宸殿の儀に於て之を中外に宣誥したまふ。大嘗祭は新穀を以て皇祖と共に天神地祇を親祭したまふのである。

**攝政** 天皇が未だ成年に達せられない時は攝政を置かれる。又天皇が久しきに亙る故障で大政を親らしたまふことの出来ない場合にも皇族會議及び樞密顧問の議を経て攝政が置かれる。攝



輦風るけ於に禮大御

政に任ぜられるのは皇太子又は皇太孫或はその他の皇族であるが、昔のやうに臣下から任じたまふことはない。攝政は天皇の御名に於て大權を行はせられるが、統治權の總攬者ではない。

**皇室及び皇族** 天皇の御一家は皇族と申し、天皇を家長と仰ぐ我が國民の宗家であらせられる。皇族は天皇に次ぐ尊貴を有せられ、太皇太后、皇后、皇太子、皇太子妃、皇太孫、皇太孫妃、親王、親王妃、内親王、王、王妃、女王をいひ、その範圍が皇室典範に定められ、天皇が御監督せられる。朝鮮王族及び公族は皇族の禮遇



皇族の宮號は天皇より賜つた御稱號で御家名ではない。

皇族の身分を得る

出生

皇族の皇子、皇女

皇族の皇子、皇女

皇族の皇子、皇女

皇族の皇子、皇女

皇族の皇子、皇女

婚姻

皇族の皇子、皇女

皇族の皇子、皇女

皇族の皇子、皇女

皇族の皇子、皇女

賜姓降下

皇族の皇子、皇女

皇族の皇子、皇女

皇族の皇子、皇女

皇族の皇子、皇女

皇族の皇子、皇女

皇族の皇子、皇女

皇族の皇子、皇女

皇族の皇子、皇女

皇族の皇子、皇女

皇族の皇子、皇女

皇族の皇子、皇女

立憲政治の特徴

権力の分立と責任

市民自治精神

法治主義の活用

大臣責任と立憲主義

立憲政治

立憲政治

を受けられる。

皇子から皇玄孫(第四世)までは男子の方を親王、女子の方を内親王、第五世以下は王又は女王と申し上げる。皇族は勅許によつて婚嫁することは出来るが養子をなすことは出来ない。王は勅旨又は請願によつて家名を賜り、華族に列せしめられることがある。

皇族は皇室典範の定むる處により皇位を繼承し、攝政とならせられる身分を保せられ、成年の男子は貴族院議員となられ、又皇族會議を組織せられる。

皇室の經費は國庫より支出するのであるが、その豫算計上の定額(四五〇萬圓)を増額する場合の外、議會の審議を要しない。天災地變等に際し、屢、御内帑金を下賜せられるのも、皇室の御節約から國民を賑恤遊ばされる御仁慈に對し、聖恩の有難さに感激する許りである。我等は皇室の尊嚴を拜し、皇室や皇族に對し敬稱敬號を用ひるは勿論、我等は常に御肖像、御紋章等をいと大切に取扱ひ、毫も不敬のこと

があつてはならぬ。

宮内大臣内大臣 宮内大臣は皇室の事務を掌理する長官で、宮中の事務につき天皇を輔弼し、華族及び朝鮮貴族を監督する。

内大臣は天皇に常侍して輔弼に任じ、御璽、國璽を尙藏し、詔書、勅書を始め宮廷の文書に關する事務を掌る。

宮内大臣内大臣は、一般の國務を執るものでないから國務大臣ではない。隨つて國政に携はる政府の一員ではない。

宮城 天皇の住居したまふ所を宮城といふ。明治元年明治天皇遷都の詔を發せられ、舊江戸城を以て皇居と定められ、江戸を東京と改稱された。城内には賢所、皇靈殿、神殿の三殿があり、正殿、豐明殿その他數多の宮室がある。又戰役記念として建設せられた振天、懷遠、建安、惇明、顯忠の五府があり、なほ水田や養蠶所等がある。

立憲政治

立憲政治 憲法に基づき國民の輿論を汲んで行はれる政治を立



憲法第五條  
同第三十七條  
同第五十五條  
同第五十七條

前頁と同じ

を

憲政治といふ。天皇は國家の統治權を總攬したまふが、憲法の條規によつて行はせられるので、その憲法は臣民の權利と自由とを保障し、一定の政治組織に従つてゐるのである。

天皇の大權を中心として帝國議會の協贊による立法、天皇の名に於て行はれる司法及びその他の行政の三權が並び立つて、各別の機關で行はれるのが立憲政治の特色である。

國民の多數によつて選舉された者が議會に集まり、その多數決で法律を定め、租税を議し、豫算を決するのであるから、よく民意は國政に反映する。而して内閣が政治の全責任を負うてをり、議會は之を間接に問ふことが出来るのであるから、國民の輿論に反しては政治が行はれぬことになる。

かやうに立憲政治は幾多の特質を有するが、制度は人によつてのみ活用されるもので、若しその人を得なかつたならば、弊害も生じ易

いから常に立憲政治の正しい運用を心掛けねばならぬ。

#### 我が國政治の變遷

我が上古氏族制度の社會にあつては、氏人は部民と共に氏上によつて統制せられ、總べて氏族を基としてその生活が營まれ、又氏上は氏人を率ゐて皇室に仕へ、忠勤を勵んだものである。その後時代の進むにつれて社會も變り、氏族制度の弊害も生じた。即ち職業を世襲して人材登用の道が塞がれ、有力な氏族は富と權力とを増大して專權を恣にする者もあるに至つた。それで大化の改新に於て豪族の私領を沒收し、國を擧げて公地、公民となし、班田收授の制を立て、又官職世襲の制度を革めた。中央には神祇官、太政官を置き、太政官は八省を統べ、地方は戸數五十戸を以て里と定め、その上に郡、國の行政區劃を置き、それ〴〵國司、郡司、里長を置いて之を治めさせたので、中央集權の實があがり、皇權が大いに伸張するに至つた。

その後次第に京師は繁榮し、朝臣は榮華を極めたが、攝關政を私して地方の政治を顧みなかつたので、又漸次に地方豪族の勢力を強大ならしめた。これ武士の起り、就中爭亂ごとくに擡頭して來たのは源平二氏である。源賴朝が



幕府を鎌倉に開くに及んで、政權は武門に移り、茲に封建政治が始まり、それから足利織田豊臣時代を経て徳川幕府に至り、凡そ七百年の間續いた。

徳川幕府の中葉以後國史の研究が起り、我が國體が明徴せられるやうになつて尊王の大義を論ずる者が多く、武家政治の非を鳴らす聲は遂に將軍慶喜の大政奉還となり、慶應三年十二月王政復古の大命が發せられた。乃ち都を東京に遷して人心を新にし、版籍を奉還せしめ、藩を廢して府縣を置き、府知事縣令を任命した。茲に於て封建の制度は名實共に除かれ、維新の大業が大成した。

**立憲政治と國民** 立憲政治は實に國民の輿論に基づいて行ふ政治であるから、國民がその本義を明らかにして任務を盡さなければ、その福利を増進することは勿論、國家の隆昌を圖ることも出來ない。

西洋諸國の憲法が君主の專横を防ぐために矛に血ぬつて克ち得たものであるに反し、我が憲法が上下歡喜の中に制定せられたことは、國體の精華と共に世界に類例のないことである。畢竟君民一致

親善の情が國內に充ち満ちてゐたからで、我等がこの聖代に生れて立憲國民たるの光榮を得たことは實に幸福といはねばならぬ。さればこの宏大なる聖恩に感佩し、國憲を重んじ、協心戮力して益、國本を鞏くし、以て憲政の美を濟さねばならぬ。

**政黨** 國政に對する人々の意見は必ずしも一致せぬので、その政見を同じうする者が一團となつて政黨をつくる。政黨が分れて各、その候補者を立て、政策を掲げて選舉に臨んだ場合、多數の共鳴を得た者がそれだけ議員を多く選出し得るので、凡そ輿論のあるところを察することが出来る。故に主義主張その宜しきを得て輿論の支持を受ければ、之を國政の上に現して國家の進展に貢獻し得るのであるが、若し政黨が徒に黨利に囚はれ、政權の爭奪を事とするやうな弊に陥ると、ために國政は弄ばれて種々の弊害を醸すに至るものである。



されば國民は立憲政治の眞使命を辨へて徒に雷同することなく、常に政黨の主義綱領に公正なる批判を加へ、之を監視抑制し、又は援助して立憲政治をして有終の美を濟さしめねばならぬ。

**臣民** 神代の昔から皇室を宗家として發展し來つた大和民族を中心とし、後世入り來つた他民族を包含して、今や我が臣民の數は一億に垂々としてゐる。

臣民は總べて國籍法によつて日本の國籍を有し、我が統治に絶対に服従する義務を有する。その身の老若男女を問はず、又住居の外に關せず、一身を捧げて君國に殉じ來つたのは、祖先から傳へられた我が國の美風である。而して我等臣民は法令を以て完全に保護せられ、又種々の權利を與へられてゐる。

一、參政權

一、法令の定むるところに據り衆議院議員の選舉權、被選舉權が與へられ、

お民に與へらるる權利

又貴族院議員となることが出来る。

二、法令の定める資格に應じて均しく文武官に任ぜられ、又その他の公務に就くことが出来る。

三、陪審員となつて司法に參與することが出来る。

二、自由權

一、法律の範圍内で居住又は移轉の自由を有する。

二、法律によらないでは逮捕監禁審問處罰を受けることがない。

三、法律に定める場合の外、許諾がなくて住所の侵入、搜索を受けることがない。

四、法律に定めた場合の外、信書の秘密を侵されることがない。

五、法律に定めた場合の外、その所有權を侵されることがない。

六、社會の安寧秩序を妨げず、又臣民たる義務に背かない範圍で信教の自由を有する。

七、法律の範圍内で言論著作印行集會結社の自由を有する。



三、請求權

一、違法のことについて裁判所に訴へて権利の保護を求めることが出来る。

二、相當の敬禮を守り所定の規程に従つて請願を爲すことが出来る。

かやうに我等は權利を與へられ保護を受けてゐるのであるから臣民たるの責務を盡すのは當然といはねばならぬ。即ち兵役に服し、租税を納めるのは我等の喜んで果すべき義務であり權利でもある。若し徴兵を忌避したり租税を滞納し又は脱税するが如きは臣民としての本務を盡くさぬ者といはねばならぬ。

①兵役の義務  
憲法第二十條  
②納税の義務  
同第二十一條

三 法令

法令

法令 人が共同生活をなすのに、之を自然に放任すると自分勝手  
の行動をなし、随つて共同の利益幸福が得られない許りでなく、遂に  
は弱肉強食の状態に陥り、世の安寧秩序も維持されないやうになる。

それ故共同生活の完全を期するには、各自行爲の規範を定め、相倚り  
相扶けて苟くも他人の福利を侵害せぬことが必要である。かやう  
にして相互の生命財産を保護し、社會の福利を増進するため、國民の  
行爲の規範として制定又は認定されたものが法令である。組合の  
規約や會社の定款や學校の學則等は行爲の規則を定めたものであ  
るけれども、國民を對象としたものでないから所謂法令ではない。  
又法令は公の權力を以て之を維持し、強制するものでなければなら  
ぬので、宗教上や道徳上の法典は之を強制するものでないから法令  
とはいひ得ない。

法令の種類

憲法・行政法・刑法・刑事訴訟法・民事訴訟法・市制・町村制

府縣制・衆議院議員選舉法等は之を公法といひ、民法・商法等は之を私  
法といふ。

なほ帝國議會の協贊を経て發せられるものを法律といひ、議會の

公法と私法

法律と命令の差  
違



協賛を経ないで天皇が御自身に發し、又は行政官廳をして發せしめたまふものを命令といふ。天皇の親ら發したまふ命令を勅令といひ、内閣總理大臣、各省大臣、府縣知事等の行政官廳をして、その主管の事項につき發せしめたまふ命令をそれ〴〵閣令、省令、府縣令といふ。警視廳令、朝鮮總督府令、臺灣總督府令等も命令である。

普通の法律、命令等のやうに立法の手續を経て制定したものは成文法で、古來の慣習であつたのを統治者が認定し、法として遵守せしめるものを不文法又は慣習法といふ。農村の入會地や商業上の取引等にはこの種の法が行はれてゐる。

法律や命令は公布によつて始めてその效力を生ずる。法律や勅令、閣令、省令等は官報によつて、府縣令は府縣の公報によつて之を國民に告知する。法律命令は既往に遡つてその効果を及ぼすことがない。國法は自國の領土内のみに行はれるのが原則であるが、大使館、公使館や軍艦内又は租借地等は國

際法上本國の法權が認められてゐるので、他國の領土内にあつても自國の國法に支配せられる。之を治外法權といふ。

**法の尊重** 法令には種々の種類があるが、いづれも社會の秩序を維持し、國利民福を増進せんがために設けられたもので、而も法律の制定には我等の代表者が參與してゐるのであるから、間接には我等自身が關係したものとといへる。その種類、形式等の如何を問はず、之を尊重して絶対服従せねばならぬ。

**法と道德** 人類の社會生活はもと單純であつたが、文化の進むとともに漸く複雑となり、教義や慣習のみでは解決がつかぬことになつたので、人々の行爲の規範として國法が定められるに至つた。法と道德とはその根本に於て一致してゐるが、法は外に現れた結果についていひ得るので、人の心底にまで及ぶことは出来ない。又法は必ずしも道德的内容を備へてゐず、技術的なものや、單なる手續を定



めたものもある。何れにせよ我等は立法の精神を辨へ、進んで道徳を實踐して理想的社會の實現を期さねばならぬ。

## 七 帝國議會

### 一 帝國議會

帝國議會 帝國議會は國民の輿論を代表し、法律の制定、豫算の議定に參與し、天皇を翼賛し奉る機關である。

立憲政治の本旨は國民の總てを國政に參與させることであるけれども、事實に於て國民全部で議會を組織することは出来ないから、國民の中から代議士を選出して民意を代表し、輿論を反映せしめるのである。又議院を以て行政

帝國議會は貴族院と衆議院とから成り、兩院の意見が一致して茲に帝國議會の決議となる。かやうに二院制度を採つてゐるのは、沿

革上の理由にもよるが、國民諸層の意見を代表せしめると共に、又審議を慎重にし、政府と議院との協調に便せんがためである。即ち之によつて最も公正な政治を行はんがためである。

### 貴族院

#### 貴族院

貴族院令により左の議員を以て組織する。

一、皇族議員 成年以上の皇族男子、皇太子、皇太孫は十八歳その他  
の皇族は二十歳(終身)

二、公侯爵議員 満三十歳以上の公侯爵(終身)

三、伯子男爵議員 満三十歳以上の男子、同爵中から互選した者

定数は伯十八人、子六十六人、男六十六人、任期は七年

四、勅選議員 勳勞又は學識ある満三十歳以上の男子で勅任され

た者 定数は百二十五人以内、任期は終身

五、帝國學士院會員議員 満三十歳以上の男子で帝國學士院會員

の五選によつて勅任された者 定数は四人、任期は七年







定五款

普通 一以上

憲法改正は三以上の  
之席を要す。

決議

議會の權能  
憲法第五條

二席を要す  
若し之

同三十七條

議決の結果

一院の決 廢案  
二院の決 可決院の  
但院修否 同意  
同意をけりし  
議案による

同六十四條  
議決をせらるる  
議案は  
議案による

議決をせらるる  
議案は  
議案による

憲法第六十五條  
①之を衆議院の  
豫算先議權と  
いふ。之はた  
だ手續上のこ  
とであるが、  
實際には兩院  
の關係に於て  
衆議院を優位  
に置くことと  
なつてゐる。  
②同第七十一條  
議會の權能  
一、兩院共同して  
行ふもの  
イ、法律の制定  
ニ、緊急勅令の  
承認  
ハ、財政に參與  
分の承諾

出席を要する、賛否同数の場合は議長が之を裁決する。法律案は三讀會の順序を経て議決するのを通常とする。若し審議未了の議案があつても次の議會には持ち越さぬ。三十日以内の審議未了の議案

議會の權能

第一の權能は法律の制定に參與することである。法律の制定改廢は總べて議會の協贊を経ねばならぬ。法律案は多くは政府が提出する例になつてゐるが、各議院に於て之を提出することも出来る。議會はたゞ法律案を協贊する迄で、之が法律になるには天皇の裁可を仰がなくてはならぬ。又事緊急を要し議會を召集する餘裕のない場合には法律に代るべき緊急勅令を發したり、財政上の緊急處分をした時等は次期の議會に於て之が承諾を受けねばならぬ。

第二の權能は國家の財政に參與することである。即ち國の歳入歳出の豫算は議會の協贊を経ねばならぬ。凡そ豫算は收入支出の

見積で、政府に於ける施政の全般はその經費として當然豫算の上に現れて来る。議會が協贊しなければ政府は全くその政策を施行することが出来ない。

豫算案は政府が之を作成して、先づ衆議院に提出する。若し議會と政府の意見が一致しないで豫算の成立を見なかつた場合には、政府は前年度の豫算を施行する。之を實行豫算といふ。その他國債を起し、豫算外の國庫の負擔となるべき契約を爲す場合、その他國民の負擔に關係する場合には議會の協贊又は承諾を得ねばならぬ。

その他議會には廣く一般國民の福利に關して意見を發表したり、行政司法の方面についても間接に政府を監視するため、各議院が獨立して、(一)天皇に上奏したり、(二)政府に向つて建議したり、(三)政府に對して質問したり、(四)臣民から提出する請願を受理したりする等の權能がある。



- 二、各院獨立して行ふもの
- イ、上奏
- ロ、政府へ建議
- ハ、法律案の作成
- ニ、人民よりの請願受理

議會の協賛

憲法施行期に於ては、  
 直接納税  
 十人以上  
 明治三十八年  
 十人以上  
 大正八年  
 三月以上  
 大正十四年  
 普通選挙

議員は國民輿論の代表者として國政の正善を期し、以て國家の隆昌、國民の福利増進を圖る重要な責務を有するのであるから、誠心誠意その職責を盡し、大御心に應へ奉らなければならぬ。

二 議會の協賛

議會の協賛 かやうに立憲政治に於ては、帝國議會をして國民生活の基準である法律を協賛せしめ、又國民生活の基礎である豫算を議定せしめる。而も議會の一院たる衆議院が一般國民の公選する議員を以て組織せられるのであるから、畢竟我等は自己の參與した法律によつて國民生活を律して行くこととなる。されば我等は常に公正な輿論を議會に反映せしめ、議會の協賛をして、上は天皇の大御心に應へ奉り、下は萬民の期待に添はしめるやう努めることが肝要である。

三 議員の選挙

選挙

平等選挙主義  
 人口に比例する選挙主義  
 直接選挙主義  
 秘密選挙主義

選挙権の行使は、  
 権利の行使の目的を以て  
 大正八年に於ては、  
 十人以上

選挙権・被選挙権

選挙 衆議院議員選挙法は大正十四年に大改正が加へられ、従來の制限選挙制が廢されて、普通選挙制が採用せられ、三百三十萬の有権者は一躍千四百十五萬人に激増した。「萬機公論ニ決スヘシ」との維新の洪謨は更に深く具體化せられ、臣民翼賛の大道がこゝに大成せられたのであつて、誠に聖代の盛事である。昭和三年二月の總選挙に初めて實施せられたが、その後昭和九年に及んで、更に改正が加へられた。

現在府縣を基礎として人口凡そ十二萬毎に一議員を配することとし、一區の議員を三名乃至五名として分割し、全國を百二十二の選挙區としたいはゆる中選挙區制である。

選挙権被選挙権 帝國臣民たる男子で二十五歳以上の者は選挙権を、その三十歳以上の者は被選挙権を有する。

但し左に掲げる者は選挙権及び被選挙権を有しない。



市町村長と代議士との兼務は差支ない

選挙の種類  
一、總選挙  
二、再選挙  
三、再選挙  
任期終了翌日選挙  
解任の場合二十日以内  
期日は全一斉、予五日以前  
選挙運動は選挙日  
地方長官が十四日以前  
期日をもたせらる。

一、禁治産者、準禁治産者  
二、破産者  
三、貧困により生活のため公私の救助を受け又は扶助を受ける者  
四、一定の住居なき者  
五、六年以上の重刑に處せられた者  
六、華族の戸主  
七、現役軍人及び戦時又は事變に際し被召集中の者  
左の者は被選挙権を有しない。

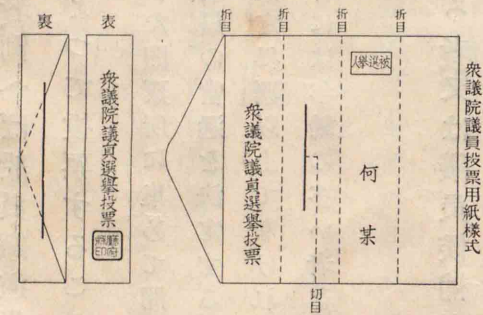
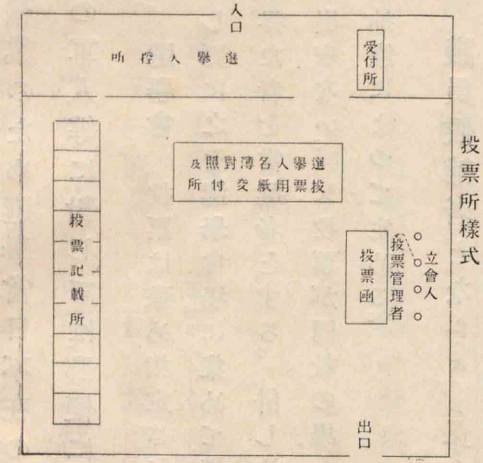
一、選挙区内に於て選挙事務に關係ある官吏及び吏員  
二、宮内官司、司法官、會計検査官、收税官吏、警察官吏  
三、歸化人

又官吏(國務大臣、内閣書記官長、法制局長官、各省政務次官、參與官、祕書官を除く)待遇官吏、貴族院議員及び道府縣會議員は衆議院議員を兼ねることが出来ない。

用票小

開票所  
開票管理  
支店長  
市長  
市長  
市長

- 投票**
- 一、無効投票
  - 二、成規の用紙を用ひぬもの
  - 三、議員候補者でない者の氏名を記したもの
  - 四、二人以上の候補者の氏名を記したもの
  - 五、候補者の氏名以外のことを記したもの
  - 六、自書しないもの



**選挙人名簿** 市町村を投票区とし、投票区毎に選挙人名簿を作成する。選挙人名簿には毎年九月十五日現在に於て、その日まで引續き六ヶ月以上その市町村内に住居を有する有権者を調査して、十月三十一日までに調製し、十一月五日より十五日間縦覧に供する。この名簿は十二月二十日を以つて確定し、次年の十二月十九日まで据置く。確定名簿に登録されてゐなければ投票が出来ない。

**投票** 一人一票、單記無記名である。選挙人は自ら投票所に出頭して投票用紙を受取り、議員候補者の氏名を書いて投函する。又







副署

神祇の公認

副署を付し、  
の能力を行使す

内閣の有力者

一天皇

三洋行

必務

立信 司法 行政

國務大臣

司馬天皇の御名を  
行の政を代りて居る  
立信 行政は天皇の  
親り此を處置す

帷幄上奏

陸海軍の統制は  
すも事には陸海軍  
軍大臣の責任

秘密 運送を  
國務大臣の責任

國務大臣の責任

天皇の神佐機用

必務大臣

樞密顧問

必務大臣とは  
必務上の大権を神

佐して、  
法律諮詢は副

署する権利を有

する機用

神祇

必務大臣は  
神祇の公認

神祇の聰明

啓す

一 範圍は必務國務

力によつて公正が破られてゐたことも少くない。我等は大いに自  
重して平素社會の推移政治經濟の趨勢について注意し、公正な識見  
を養ひおくことが肝要である。而して議員候補者の政見に對して  
は偏見感情等に囚はれず、正義を愛し熱烈な愛國心に燃え、一意専心  
國政に努力する精神が固く、而も政治的手腕が十分にある者を選擧  
するよう自覺せねばならぬ。

### 八 政府 樞密顧問

#### 一 國務大臣

國務大臣 天皇が大權を行使されるに當つては、各種の國務を分  
ちそれらの權限を與へて委任したまひ、國務大臣が全責任を負ふ  
て大權の奉行に當るのである。即ち總べての準備は國務大臣の下  
に於てなされるので、その大權輔弼の行爲に責任を負ふのは固より

で、苟くも國務に關する天皇の御意思は國務大臣の副署なくして外  
部に發表されることはない。

#### 國務大臣の責任

國務大臣はあらゆる國務につき思慮を盡して  
天皇を輔翼し奉るので、若しその政治に當を失することがあつたと  
すれば、當然その責を負ひ、如何なる場合に於ても累を至尊に及ぼす  
ことはない。これ立憲政治の根幹であつて、かやうにして克く責任  
政治となり得るのである。

國務大臣は、又一面に於ては行政各部の長官即ち各省の大臣とし  
て行政事務の一部を擔任してゐる。併し國務大臣と各省大臣とは  
自らその性質が異なつてゐて、國務大臣は内にあつて天皇を輔弼す  
る機關であるが、各省大臣は天皇の命を奉じ外に對して之を行ふも  
のである。隨つて各省大臣の行爲は國務大臣の行爲と異り國家の  
意思を決定するものである。内閣官制は勅旨によつて各省大臣で







わが後園にトホニ  
星宮一機園テアル

司法  
行政

行政は行政  
行政は行政

行政は行政  
行政は行政

行政は行政  
行政は行政

行政は行政  
行政は行政

行政は行政  
行政は行政

行政は行政  
行政は行政

熟慮を重ねて遺漏なきを期せられるためである。

### 三 行政官廳

行政 行政は國務大臣の輔弼によつて天皇に隸屬した行政官廳  
で行はれる。行政の範圍は頗る廣い。

今その内容から分けると次のやうである。

内務行政 公安維持と國利民福の増進とを目的とするもので、公  
共の安寧秩序を維持する方面を掌るのは警察行政で、國家の發達と  
國民の福利増進を圖る方面を掌るのは助長行政である。之が主管  
として中央に内務省文部省農林省商工省遞信省鐵道省厚生省の七  
省があり、地方には道廳及び府縣廳がある。

外務行政 外國に在留する日本人の保護取締に任じ、又外國との  
通商貿易の發達及び外國に航行する我が船舶の保護取締等に任ず  
るもので、外務省が之を主管する。

軍務行政  
軍務行政

①軍隊を統帥する作用ではなく、之に附隨して起つて來る國防上のことである。

②裁判することではない裁判することに伴つて必要な作用である。

司法權を行使する  
一 執行作用

行政處分  
行政處分

軍務行政 陸海空軍を組織し、之に對して軍需品の供給を圖り、又は兵員の徵集、物資の徵發等に關する行政で、陸軍省海軍省が之を主管する。

司法行政 司法權の發動に基づいて裁判の判決の執行、裁判所の配置、犯罪の捜査、司法事務の監督等を掌る行政で、司法省が之を主管する。

財務行政 國家の財政を管理するもので、豫算、租稅、國債、國有財産等に關する行政である。大藏省が之を主管する。

拓務行政 外地の行政の監督及び移民行政を掌るもので、拓務省が之を主管する。

行政處分 行政機關が法令を執行し、又は法によつて特定の行爲をなすことを處分といひ、行政處分には特許、猶豫、輕減、免除、登錄、許可、認可等がある。



行政官廳

中央官廳

内閣總理大臣

各省大臣

會計検査院

行政官廳

行政は種々な行政機關によつて行はれる。天皇に直屬して國の行政事務に關する職務の主體となるものを行政官廳といひ、之に中央官廳と地方官廳とある。

中央官廳

内閣總理大臣や各省大臣等のやうに行政の中樞となつて、全國に互る行政を掌るものを中央官廳といふ。

内閣總理大臣

行政各部の統一を保持する外、各省に屬しない恩給統計・印刷・法制・賞勳・企劃等直屬の事務を掌る。補助機關として内閣書記官長・書記官・秘書官及び諸局の總裁・長官・局長がある。

各省大臣

各單獨制の官廳で天皇に直屬し、各分擔された主管の事務を掌り、下級行政官廳を指揮監督する。補助機關として政務次官・次官・參與官・局長・秘書官・書記官・事務官・屬等がある。

會計検査院

國家の歳入・歳出の決算を検査したり、國家の會計事務を監督する。院長・部長・検査官を以て組織する合議制の官廳で、天

皇に直屬して國務大臣に對し獨立の地位に置かれてゐる。

行政裁判所

行政官廳の違法處分によつて權利又は利益を侵害されたと思ふ者が提起する訴訟を裁判する所で、官吏・公吏の誤つた處分に對し國民を救済する機關として設けられてゐる。例へば租税の賦課又は滞納處分や、營業免許の拒否又は取消や、水利・土木或は土地の官民有地區分の査定等の事に違法處分があつたとき等に訴訟する裁判所である。長官及び評定官を置き、合議制である。

地方官廳

北海道廳長官・府縣知事・警視總監のやうにその地方に限る行政を掌るものである。朝鮮總督・臺灣總督・樺太廳長官・滿洲國駐劄全權大使・南洋廳長官等の拓殖官廳も亦地方官廳である。

北海道廳長官及び府縣知事

兩者共に略、同様の職務權限を有し、内務大臣の指揮監督を受け行政事務を掌る。

警視總監

東京府内の警察消防及び衛生事務を掌る。所管事務

警視總監

北海道廳長官及び府縣知事

地方官廳

行政裁判所

官吏・侍從の序列

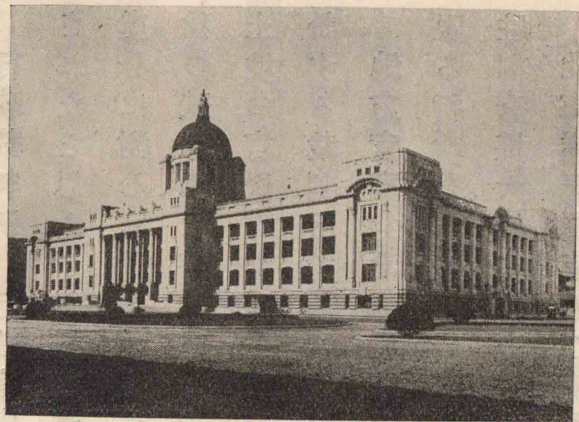


朝鮮總督

朝鮮總督府  
京城府光化門  
通

臺灣總督

臺灣總督府



朝鮮總督府

については警視廳令を發する。

### 朝鮮總督

朝鮮に於ける諸般の政務を統理する最高の行政官廳

で、内閣總理大臣を経て上奏し、又は裁可を受けて府令を發するなど特別の權限を有してゐる。補助機關として政務總監局長、祕書官、事務官等を置いてゐる。又朝鮮貴族を以て組織された中樞院といふ諮問機關がある。その他知事、府尹、郡守、島司、面長等の下級官廳を置いてゐる。

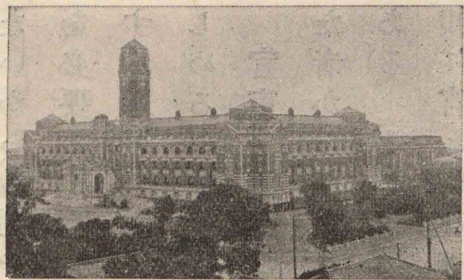
### 臺灣總督

臺灣に於ける諸般の政務を統理する最高の行政官廳で、拓務大臣の監督を受ける。また補助機關として總務長官、局長、事務官等がある。

樺太廳長官

臺灣總督府  
臺北市文武町

滿洲國駐劄全權  
大使



臺灣總督府

り、又知事、廳長、郡守、市尹、街長、庄長等の下級官廳を置いてゐる。

### 樺太廳長官

樺太に於ける政務を掌る官廳で、拓務大臣の指揮監督を承ける。その權限は府縣知事と略、同じである。部長以下の補助機關があり、又支廳長を置いてゐる。

### 滿洲國駐劄全權大使

關東州は元關東長官が統轄してゐたが、東京に對滿事務局を置いて聯絡させ、關東軍司令官兼全權大使の下に關東局を設け、總長、司政部長、警務部長、監理部長、關東州廳長官を置くこととなつた。長官は大使の指揮を受け、關東州内の行政事務を管理する。長官の下に官房、内務部及び警察部を置いてゐる。

### 南洋廳長官

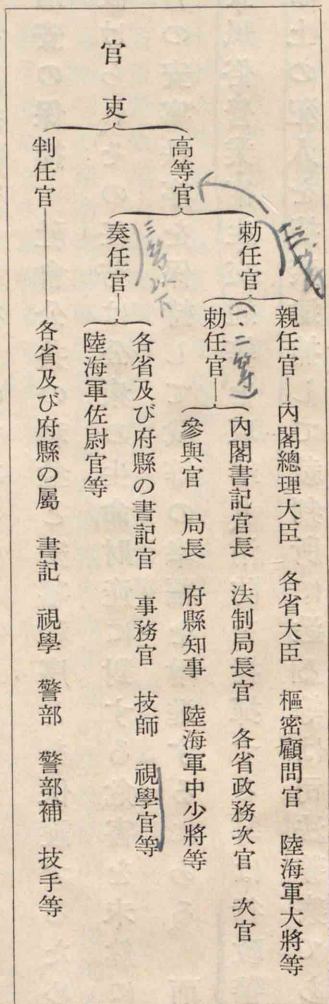
我が委任統治の下にある南洋群島の諸般の政務を



統理する官廳で、拓務大臣の指揮監督を受け、書記官以下の補助機關があり、又支廳長を置いてゐる。

**拓殖官廳** 朝鮮總督、臺灣總督、滿洲國駐劄全權大使、樺太廳長官、南洋廳長官はいづれも外地の臣民及び委任統治地域に於ける人民に對して統治權を行ふものである。外地は風俗習慣等内地と同一でないから、裁判や教育等土地の事情を參酌して行ふため特別の制度を必要とすることが少くない。これ特別の官廳を置いて之を統理する所以で、臣民をして御稜威の惠澤に浴せしめ拓殖の實績を擧げしめるのは最も大切なことである。

**官吏** 國家の事務を擔任するために、天皇又は天皇の委任を受けた者から任命される者で、官吏になるにはそれ／＼定まつた資格がある。その任命の手續によつて區別があり、特に親任せられる者を親任官といひ、内閣總理大臣が天皇の旨を奉じて任命するのを勅任



官といふ。内閣總理大臣が天皇に奏して任命するのを奏任官といひ、各省大臣又は府縣知事等の官廳が任命するのを判任官といふ。  
**官吏の任務** 官吏は一身を捧げて國家に忠實なるべき義務を負ひ、上官の命に服し祕密を守りよく品位を保つ等、その任務は官吏職務紀律に定められてゐる。官吏にして紀律に違反した行爲があると相當の處分を受けねばならぬ。又官吏は俸給・恩給等を受ける權利や位階・勳章を賜はる等の恩典がある。されば官吏は天皇の政務



を直接翼賛し奉る身分として忠誠以て奉公を效すのが官吏たる者の榮譽である。

四、行政と國民の協力 行政に關する事項は國民が官廳と協力することに於て國民民福を増進することが出来るのであるから、官民一致して治安維持・福利増進・災害防止その他公益に努めることが最も肝要である。かやうにしてこそ國民の幸福が得られるばかりでなく奉公の道も完うし得るのである。

治安の保持 社會公共の利益と安寧秩序とを保護するため、警察が設けられ、その任務は公衆の生命財産に對する危害を未然に防ぎ社會の安寧秩序を保持して我等の幸福を増進するにある。而して保安・風俗・營業・衛生・交通等を取締り、消防を指揮する等は行政警察で、刑事上の犯人を搜索・逮捕して裁判所に送る等は司法警察である。

警察の主な任務

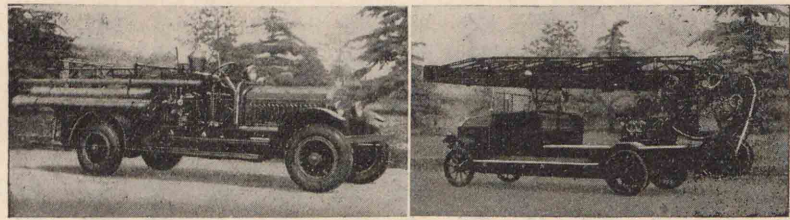
- 一、盜賊や浮浪人を取締ること。
- 二、社會の風紀を紊すやうな行爲を取締ること。
- 三、廣告物、質屋、古物商、銃砲火藥の販賣、宿屋等の營業を取締ること。
- 四、傳染病の豫防撲滅、飲食物の検査、消毒、未成年者の喫煙、飲酒等保健衛生に關することを取締ること。
- 五、道路鐵道に危険物を遺棄し、貨物を堆積する等公衆の交通を妨害することを取締り、一般交通機關の保護及び整理を爲すこと。
- 六、出版物、言論、行物或は政治上の秘密結社、集會等治安に關することを取締ること。
- 七、行路病者、畜牛馬の屠殺、遺失物、拾得物に關することを取扱ふこと。
- 八、工場を監督すること。
- 九、消防組を組織せしめて之が指揮監督を爲すこと。
- 十、刑事上の犯人を搜索・逮捕すること。



**違刑罪速決令** 犯罪人を處罰することは、原則として刑法の規定に従ひ、刑事訴訟法の手続によつて行はなければならぬが、犯罪の中には輕微なものもあり、且又日常生活に直接關係してゐるのもあつて、是等はなるべく簡単に迅速に解決した方がよいから、警察署長にその處分を即決することを許してゐる。これが違刑罪速決令である。例へば故なく他人の住居に潜伏したり、面會を強請したり、申込みなき新聞雑誌を配布して代金を請求する者は、三十日未滿の拘留又は二十圓未滿の科料に處せられる。若し違反者がその處分に對して不服のときは正式の裁判を仰ぐことも許されてある。

**災害防止** 天災地變は人力の及ばないところながら、その被害をなるべく少くするには平常の心掛が大切であり、又過失から起る災害は力めて減少するやうにせねばならぬ。

災害の如何とも爲し難いものは天命と思つて諦める外ないが、心



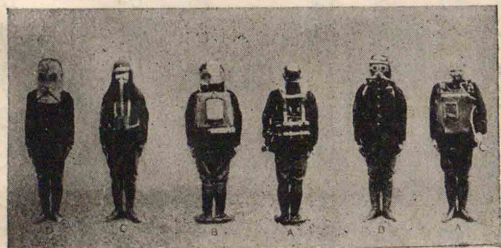
自動車ポンプ

梯子自動車

掛一つで防止し得るものを、思慮が足らないために大事を招くこともあるから、何よりも先づ未然に防ぐことが肝要である。

火災は一寸した不注意から多く起るもので、若し失火した場合には速に機宜の手段を執つて擴大しないやう全力を注がねばならぬ。平常から能く水利の便を考へ道路の改修消防器具及び火災報知機關の整備を爲し、平時に於て消防組を訓練し置くことが肝要である。

水害は地方によつては甚だ怖るべきもので、かやうな所に於て



消防用具着用の夫



は平素から種々備ふべきことも多いけれども、之が防禦のためには住民が一致協力するのを最善とする。  
地震や交通事故等不可抗力による災害もあるが、常に細心の注意を怠らず、萬一の場合には狼狽せず善處し得る精神的修養が大切である。

**公衆衛生** 不慮の災害に注意すると共に、我等は常に健康に留意し病魔に對して警戒せねばならぬ。それには住居の通風採光を良くし、下水の排除を完全にし、塵芥汚物の堆積を避け、食物についても節制を保ち、又身體衣服は清潔にして、出来るだけ日光空氣の恩恵を利用する等衛生に注意することが肝要である。公衆衛生として殊に注意すべきことは傳染病で、その蔓延は迅速で且廣きに及び、ために尊き生命を奪ひ産業の發達を妨げ、通商を萎靡せしめ、延いては社會に慘害を及ぼすことも甚大である。

**傳染病** 虎列刺赤痢腸窒扶斯、バラ窒扶斯、痘瘡發疹窒扶斯、猩紅熱、實布垣利亞、ペスト等はその主なもので、癩病、肺結核、トラホーム、花柳病等も亦恐るべきものである。殊に花柳病は道德の低きことを表明し、その害毒を子孫にも遺し國民の體力にも影響することが大であるから、我等はその禍根を絶つことに努力せねばならぬ。

**衛生施設** 公衆衛生に關しては適當な設備を爲し置き、傳染病の發生した時は速に消毒と隔離とを爲すことを怠つてはならぬ。隠蔽したり届出を忽にしたりする等は、その害毒を大ならしめる所以で、社會公衆に對する罪大なりといはねばならぬ。

公衆衛生の徹底を圖るには一般の衛生思想を向上せしめると共に住宅の大掃除、年々の井戸がへ便所の消毒、蠅蚊等の驅除を怠らず、豫防注射を勵行し、又萬一の場合には能く避病院を利用するやう心掛くべきである。



治療よりも先づ豫防が肝要で我等は衛生を守ると共に進んで平素身體を鍛錬し、均齊な發育を促して健康の増進を圖り、以て抵抗力を強くすることが肝要である。

### 九 裁判所

#### 一 裁判所と検事局

裁判所と検事局

裁判所と検事局 世の安寧秩序を紊し他人の利益を害ひ、又は法を犯す等の不心得者があれば、國法の定めるところに従つて審判する。之を司法といふ。

立憲政治に於ては司法の嚴正公平を保つために、司法權を獨立の機關たる裁判所に於て行はしめる。即ち裁判官の身分は憲法その他の法律上で特別に保護せられ、又誰からも干渉されることなく、獨自の見解に基づいて法に照し、天皇の名に於て判決を下すのである。

之を司法權の獨立といふ。

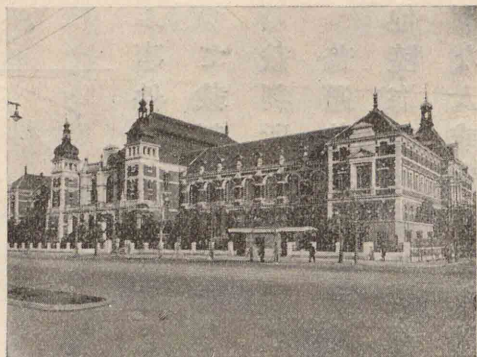
#### 裁判所の構成

輕微な刑事・民事の訴訟を裁判する所は區裁判所

である。區裁判所に於ける第一審判決に對する控訴や、區裁判所に屬しない事件の第一審を取扱ふのは地方裁判所で、地方裁判所の第一審に對する控訴を取扱ふのは控訴院である。區裁判所は一人の判事が單獨で裁判するのであるが、地方裁判所及び控訴院は三人の判事の合議制である。

地方裁判所及び控訴院の第二審の判決

に對する上告を取扱ふ最上級の裁判所を大審院といひ、五人の判事の合議制である。皇室や國家等に關する極めて重大な事件は直接大審院で取扱ふ。かやうに裁判所には四階級があつて是等で取扱



大 審 院

裁判所の構成

大審院  
東京市麹町區  
西日比谷町

地方裁判所  
各府縣及び樺  
太に各一箇所  
北海道に四箇  
控訴院  
東京、大阪、  
名古屋、廣島



種類	判事	控訴及び上告
區裁判所	一人	第一審 控訴
地方裁判所	三人	第二審 控訴
控訴院	三人	上告
大審院	五人	第三審 上告

ふ事件の裁判は通常第三審を以て終審とする。即ち三審制度であつて裁判を公平にして人民の権利を保護するやうになつてゐる。裁判所には訴訟の記録・文書・會計等の事務を取扱ふ書記を置く。普通裁判所は司法に關する事件を裁判する所であるが、なほその他陸海軍々法會議、朝鮮總督府裁判所、臺灣總督府法院等のやうに、特別な人或は特別な地域に設けた裁判所がある。檢事は司法大臣の指揮を承け、裁判所に對しては獨立したもので、刑事事件には警

察官吏を指揮し、犯罪を搜索して公訴を提起し、裁判官に對して法律の適用を請求し、且判決の執行を指揮する等のことを掌り、民事に對しては婚姻に關する事件や、證書偽造事件等公益に關する事件の訴訟に立會ふことが出来る。

**少年審判所** 年齢十八歳以下の少年については特に少年法を定め訓誡するか、保護者に引渡すか、寺院教會等に委託するか少年教護院・矯正院又は病院に送致するか種々の手段によつて改悛せしむることを旨とし、是等保護處分を爲すために少年審判所を設け、少年審判官・少年保護司及び書記が置かれてゐる。罪を犯して刑事處分に附する場合でも十六歳に満たぬ者には、死刑及び無期刑を科さないことになつてゐる。

二 訴訟

**訴訟** 何れの裁判も訴訟を起すものがあつて初めて行はれる。



上訴期間  
控訴 五日以内  
上告 三日以内

その訴へた者が原告で訴へられた者が被告である。而して訴訟には刑事と民事とがある。

**刑事訴訟** 社會の安寧秩序を害した犯罪に對し、刑罰を科するた  
めの訴訟で、原告は検事で被告は私人である。検事は犯人を搜索し  
て起訴し、或は被告の訊問や證據調や證人の召喚等によつて、その事  
件の公判に附すべきや否やを決定すべき豫審を求める。公判は先  
づ被告人に對して訊問を爲し、それに關する證據調を行ひ、檢事の論  
告を経て辯護士の辯論を聴取し、而して後裁判官は裁判を決定し、之  
を被告人に言渡す。豫審は公開しないが公判の審理は公開するの  
が原則である。

裁判官は犯罪行爲の動機やその心情等を考へて判決を下すもの  
で、單に犯罪行爲の結果のみによつて判斷するのではない。  
犯罪に對して法を適用して制裁するのを刑罰といふ。刑罰には

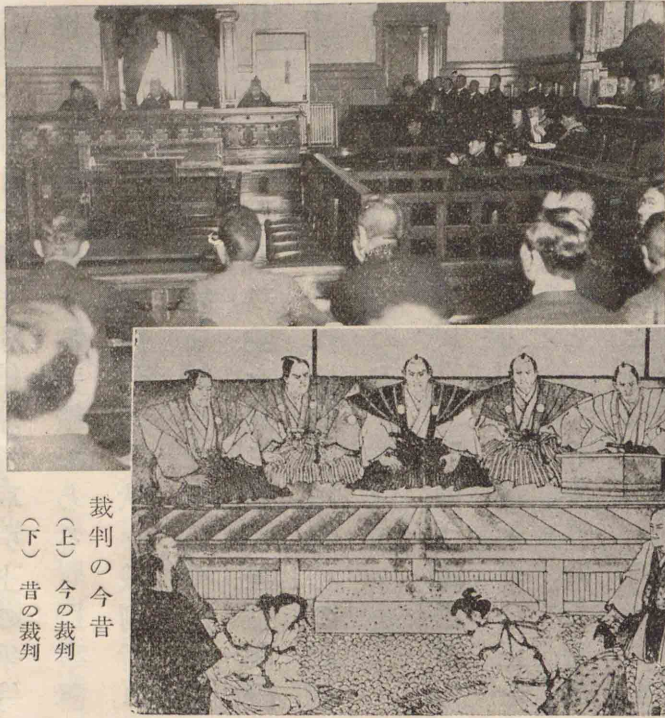
死刑・懲役・禁錮・罰金・拘留及び料料の六種がある。

刑の執行については

犯罪者の過去の經歷や  
犯罪の動機・境遇等を酌  
量して或一定期間その  
執行を猶豫することが  
ある。之を執行猶豫と  
いふ。又悔悛の情顯著  
な者に對しては假出獄  
等の規定もある。

**民事訴訟** 私人間の

金錢貸借とか、損害賠償  
の請求とかいふやうな



裁判の今昔  
(上) 今の裁判  
(下) 昔の裁判



權利に關する争や、相續關係取引上の争等について、裁判所に訴へて權利の回復を求める手續である。民事訴訟は民法・商法等によつて判決されるもので、原告が訴狀を裁判所に提出すると裁判所は被告に之を送り答辨書を提出せしめ、やがて期日を定め兩方を裁判所に呼び出して口頭辯論を爲さしめ、證據調證人調等を行つて判決を下す。而して敗訴者は強制的に義務の履行を迫られる。勿論控訴・上告の途は開かれてゐる。

訴訟の場合刑事民事を問はず、訴訟事件に關する證據調證人調等裁判官はあらゆる方面より裁判の公正を期するのである。されば必要に應じて證人として召喚された時は直ちに之に應じ、且正しい信念に基づき事實を闡明し、かりそめにも虚言を構へない等は證人としての重要な義務である。

**非訟事件** 不動産又は商業の登記等、人民の權利を明らかにすると共に紛

争を豫防しようとするものである。是等の非訟事件は區裁判所で取扱ふのである。

**辯護士** 裁判の際刑事上の被告や、民事訴訟の當事者のために辯護してその利益を保護するものである。

**執達吏** 訴訟に關する書類を送達したり、民事に於ける裁判の判決を執行したりするものである。

**公證人** 人民の依頼に應じて公正證書を作製するものである。

### 三 司法と國民の協力

**司法と國民の協力** 裁判所が設けられたのは、不正な者や安寧秩序を紊す者等を戒め、各人の權利を保護して社會の安寧を保つため、司法の運用は判事・檢事・警察官・辯護士等の協力に俟つものであるが、之と同時に國民全般に法を重んじ法を守る心がなければならぬ。即ち我等が、平素素行を慎しみ他人の權利を尊重し、契約・取引等は確實にして禍を未然に防ぐと共に、常に正義を愛し進んで司法に協

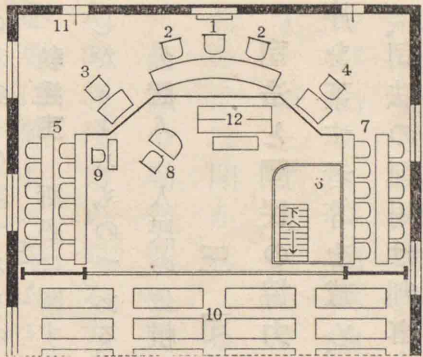


陪審制度

我が國の陪審法は大正十二年四月公布され、昭和三年より之が實施を見るに至つた。  
法定陪審は死刑又は無期の懲役若しくは禁錮に相當する事件で被告が辭退せぬ場合  
請求陪審は刑期三年を越える懲役又は禁錮に相當する事件で被告の要求ある場合

乳

力する覺悟をもつべきは立憲治下の國民として當然の責務である。  
**陪審制度** 從來の裁判に於ては、立法や行政の方面と異り事實の認定は裁判官の一存に委ねられ、司法に人民の干與を全く許さなかつたのであるが、若しその認定に誤



陪審法廷の圖  
1、裁判長席  
2、陪審員席  
3、検事席  
4、書記席  
5、陪審員席  
6、被告人席  
7、辯護人席  
8、證人・鑑定人陳述席  
9、延丁席  
10、傍聽人席  
11、評議室  
12、證據品臺

つたのであるが、若しその認定に誤があれば折角憲法によつて與へられた人權も擁護されぬわけであるから、素人たる陪審員を招集し、その評議を基礎として事實の認定を爲すやうになつた。これ即ち陪審制度である。

陪審に附せられるのは刑事事件で比較的重い犯罪に限られ、必ず陪審の評議にかけねばならぬ法定陪審と、被告の希望によつてかける請求陪審とがある。

陪審員

陪審員たる資格要件

- 一、帝國臣民たる三十歳以上の男子
  - 二、二年以上引續き同一町村内に居住すること
  - 三、二年以上引續き直接國稅三圓以上を納めること
  - 四、読み書きの出来ること
- 陪審員の任務  
出来ること

**陪審員** 市町村長は毎年九月一日現在を以て、陪審員の資格ある者を調査して陪審員資格者名簿を作り、その中から抽籤で割當てられた數の候補者を選定し、陪審員候補者名簿を作つて所轄地方裁判所に送付すると共に、候補者本人へもその旨を通知し且一般にも告知する。陪審事件の公判が開かれるときは地方裁判所長は候補者名簿中から三十六人を抽籤して呼出し、その中から裁判長が十二名を選定する。

**陪審員の任務** 陪審は十二名の陪審員を以て構成し、審理は検事の陳述に始まり、被告の訊問や證據調を爲すことは普通の裁判と同じである。それから辯論があつて後、裁判長は陪審員に對して法律上の論點と事實上の要點と證據の要領とを説明して、犯罪構成の事實があるか否かを問ふ。陪審員一同は評議室に退いて評議し、その結果を答申として裁判長に提出する。若し答申が不當であると認



めた時には、裁判長は更に他の組の陪審に附する旨を宣告する。陪審は専門知識などで裁判を補ふのではなく、法律に執はれて社會の實狀に離れる憂なからしめる趣旨に出たものである。裁判は最も厳正公平に行はれなければならぬから、陪審員に選ばれた者は私利私慾に動かされたり情實に囚はれたりすることなく、一意奉公の精神を以て陪審制度を意義あらしめなくてはならぬ。

**調停** 凡そ裁判は法に照して理非を決定するのであるが、事件は双方が互に譲歩して圓滿に解決するに越したことはない。又裁判は費用と時間とを費すばかりか、手續も複雑であるし、判決後もとかく敵意と怨恨とを残すことが稀でない。それでなるべく訴訟以外の方法で争を止めて和解せしめるやうになり、その趣旨に基づいて借地借家調停法、小作調停法、商事調停法、金錢債務臨時調停法が制定された。是等の争議事件は甚だ頻繁に起り、その性質も一々裁判所

に於て判決するのを必ずしも宜しとしないので法律を以て仲裁人を設け、双方の當事者につき相互に理解し譲歩せしめて調停する。事件が調停に附せられると、その調停が終了するまでは訴訟手續は中止される。調停は公判と異つて多くは非公開で行はれる。

## 十 國政の運用と我等の責務

### 一 國運の隆昌と政治

**我が國政治の根本** 我が國は萬世一系の天皇の統治したまふところで祭祀と政治とはその根本を一にしてゐる。明治天皇が「神祇を崇め祭祀を重んずるは皇國の大典禮教の基本なり」と詔せられてゐるやうに祭祀の精神は肇國以來政治の本となつたのであつた。而して明治天皇は皇祖皇宗の御遺訓及び御歴代統治の洪範を紹述したまひ、皇室典範を御制定になり、大日本帝國憲法を發布遊ばさ



れた。この帝國憲法は萬世一系の天皇が「祖宗ニ承クルノ大權」を以つて大御心のまゝに制定遊ばされた欽定憲法であつて皇室典範と共に全く「みことのり」に外ならぬ。それ故外國の制度とはその根本に於て異り模倣でもなく移植したものである。皇祖皇宗の御遺訓を顯彰せられた統治の洪範である。

明治天皇御製

世はいかに開けゆくともいにしへの

國のおきてはたがへざらなむ

かやうな叡慮は御歴代一貫の大御心で國運の隆昌、臣民の懿徳良能の發揚慶福の増進を念じさせたまふことは、天壤無窮ノ宏謨に循はせたまひ、祖宗ノ遺業ヲ永久ニ鞏固ナラシメたまふ所以である。

**政治と國民** 天皇が統治權を綜攬したまふには帝國憲法の定むる所によらせたまふ。就中その政體法の根本原則は中世以降のや

うな御委任の政治ではなく、一に天皇の御親政で久しく政體法上制度化せられなかつたものが明治維新に於て復古せられ憲法にこれを昭示したまうたのである。例へば政府、裁判所、議會の鼎立の如きも統治權の分立ではなくて親政輔翼機關の分立に過ぎない、之によつて天皇の御親政の翼贊を彌、確實ならしめようとするものであり、又臣民權利義務の規定の如きも、西洋に於ける自由權の制度が主權者に對して人民の天賦の權利を擁護しようとするとは異り、天皇の惠撫慈愛の御精神と國民に隔てない翼贊の機會を均しうせしめたまはんとの大御心より出づるものである。我が帝國議會の如きも天皇の御親政を國民をして特殊の事項につき特殊の方法を以て翼贊せしめたまはんがために設けられたもので、與に國運の隆昌を圖り國民の慶福を念じたまふ大御心に基くのであつて、君臣一體の事實を垂れたまふ宏大無邊の聖慮まことに恐懼感激に堪へないので



ある。地方自治制度にしても議員選舉制度にしても陪審制度にしても國民をして政治に參與せしめたまふ大御心によるもので、いづれも天皇の御稜威に淵源しないものはない。それ故全國民が政治の完璧を期すべく努力することが即ち大御心に副ひ奉る所以なのである。

**國民の政治的教養** 國民全體をして政治に參與せしめたまふのが大御心である。されば全國民が一致協力して忠誠を以て御親政を翼賛し奉り國運の隆昌を期さねばならぬ。それには國民の政治的教養が必要であつて、之を缺くときは、或は私利を構へ或は黨利を恣にするやうな弊を醸し聖旨に對へ奉ることが出来ない。かの議員選舉に於ても公正を缺いたり、棄權したりするなどは、天皇の國民に對する御信賴に副はないもので立憲政治の實が擧らないばかり

か國運の消長にも關する。我等は國民の政治に對する關心教養の如何に重大な使命を有するかを自覺し、政治に關する教養を積み奉公の至誠を盡し、いよく國運の發展に寄與しなければならぬ。

二 遵法と奉公

**遵法と奉公** 國法は社會の秩序を維持し國利民福を増進するために制定せられたもので、之によつて我等の生命財産は保護せられ又國民生活の規準は示される。殊に我が國の萬法は總べて天皇の御稜威に發し、國民の慶福を念じたまふ大御心によるのであるから法を遵守するのは忠良なる國民としての當然の義務である。もし國民が國法に違反するやうであれば、國利民福が期せられないばかりか、社會の秩序は紊れ國民生活は不安となり國運も衰頽するに至るのであつて、國民としての本分に背くものといはねばならぬ。併し元來法は人爲的であるから時代の進歩と共に適切を缺く場合の



生ずるのも止むを得ないが、その缺陷に乗じて法網をくぐるなどは不心得も甚しいものである。法の不備は之が活用によつて補ふべく、又時代の進歩に伴はないのを生活に適合せしめるには、定められた手續によつて改廢に努めることも出来るのであるから、自分勝手手の解釋により遵法の精神を缺くが如きは立憲治下の國民たるの自覺に乏しいもので、大政翼賛に對する奉公の途を誤れる者といふべきである。

國政の運用は全國民の双肩にかゝれることで、いはゆる政治家のみの任務ではない。されば我等は常に政治的教養を高め遵法の精神を養ひ至誠奉公以て大御心に對へ奉らねばならぬ。

新訂 公民教科書 上卷(終)

大日本帝國憲法

御名 御璽 明治二十二年二月十一日 各國務大臣副書

大日本帝國憲法

朕祖宗ノ遺烈ヲ承ケ萬世一系ノ帝位ヲ踐ミ朕カ親愛スル所ノ臣民ハ即チ朕カ祖宗ノ惠撫慈養シタマヒシ所ノ臣民ナルヲ念ヒ其ノ康福ヲ増進シ其ノ懿德良能ヲ發達セシムルコトヲ願ヒ又其ノ翼賛ニ依リ與ニ國家ノ進運ヲ扶持セムコトヲ望ミ乃チ明治十四年十月十二日ノ詔命ヲ履踐シ茲ニ大意ヲ制定シ朕カ率由スル所ヲ示シ朕カ後嗣及臣民及臣民ノ子孫タル者ヲシテ永遠ニ循所スル所ヲ知ラシム

- 第一章 天皇
第一條 大日本帝國ハ萬世一系ノ天皇之ヲ統治ス
第二條 皇位ハ皇室典範ノ定ムル所ニ依リ皇男ノ子孫之ヲ繼承ス
第三條 天皇ハ神聖ニシテ侵スヘカラス
第四條 天皇ハ國ノ元首ニシテ統治權ヲ總攬シ此ノ憲法ノ條規ニ依リ之ヲ行フ
第五條 天皇ハ帝國議會ノ協贊ヲ以テ立法權ヲ行フ
第六條 天皇ハ法律ヲ裁可シ其ノ公布及執行ヲ命ス
第七條 天皇ハ帝國議會ヲ召集シ其ノ開會閉會停會及衆議院ノ解散ヲ命ス
第八條 天皇ハ公共ノ安全ヲ保持シ又ハ其ノ災厄ヲ避クル爲メ緊急ノ必要ニ由リ帝國議會閉會ノ場合ニ於テ法律ニ代ルヘキ勅令ヲ發ス
此ノ勅令ハ次ノ會期ニ於テ帝國議會ニ提出スヘシ若シ議會ニ於テ承諾セザルトキハ政府ハ將來ニ向テ其ノ效力ヲ失フコトヲ公布スヘシ
第九條 天皇ハ法律ヲ執行スル爲メ又ハ公共ノ安寧秩序ヲ保持シ及臣民ノ幸福ヲ増進スル爲メ必要ナル命令ヲ發シ又ハ發セシム但シ命令ヲ以テ法律ヲ變更スルコトヲ得ス
第十條 天皇ハ行政各部ノ官制及文武官ノ俸給ヲ定メ及文武官ヲ任免ス但シ此ノ憲法又ハ他ノ法律ニ特例ヲ掲ケタルモノハ各々其ノ條項ニ依ル
第十一條 天皇ハ陸海軍ヲ統帥ス
第十二條 天皇ハ陸海軍ノ編制及常備兵額ヲ定ム
第十三條 天皇ハ戰ヲ宣シ和ヲ講シ及諸般ノ條約ヲ締結ス
第十四條 天皇ハ戒嚴ヲ宣告ス
第十五條 戒嚴ノ要件及效力ハ法律ヲ以テ之ヲ定ム
第十六條 天皇ハ爵位勳章及其ノ他ノ榮典ヲ授與ス
第十七條 天皇ハ大赦特赦減刑及復權ヲ命ス
第十八條 攝政ヲ置クハ皇室典範ノ定ムル所ニ依ル
第十九條 攝政ハ天皇ノ名ニ於テ大權ヲ行フ
第二章 臣民權利義務
第十八條 日本臣民タルノ要件ハ法律ノ定ムル所ニ依ル
第十九條 日本臣民ハ法律命令ノ定ムル所ノ資格ニ應ジ均ク文武官ニ任セラレ及其ノ他ノ公務ニ就クコトヲ得
第二十條 日本臣民ハ法律ノ定ムル所ニ從ヒ兵役ノ義務ヲ有ス
第二十一條 日本臣民ハ法律ノ定ムル所ニ從ヒ納稅ノ義務ヲ有ス
第二十二條 日本臣民ハ法律ノ範圍内ニ於テ居住及移轉ノ自由ヲ有ス



第二十三條 日本臣民ハ法律ニ依ルニ非スシテ  
逮捕監禁審問處罰ヲ受クルコトナシ  
第二十四條 日本臣民ハ法律ニ定メタル裁判官  
ノ裁判ヲ受クルノ權ヲ奪ハルルコトナシ  
第二十五條 日本臣民ハ法律ニ定メタル場合ヲ  
除ク外其ノ許諾ナクシテ住所ニ侵入セラレ及  
搜索セララルコトナシ  
第二十六條 日本臣民ハ法律ニ定メタル場合ヲ  
除ク外信書ノ秘密ヲ侵サルルコトナシ  
第二十七條 日本臣民ハ其ノ所有權ヲ侵サルル  
コトナシ  
公益ノ爲ニ必要ナル處分ハ法律ニ定ムル所ニ依  
ル  
第二十八條 日本臣民ハ安寧秩序ヲ妨ケス及臣  
民タルノ義務ニ背カサル限ニ於テ信教ノ自由  
ヲ有ス  
第二十九條 日本臣民ハ法律ノ範圍内ニ於テ言  
論著作印行集會及結社ノ自由ヲ有ス  
第三十條 日本臣民ハ相當ノ敬禮ヲ守リ別ニ定  
ムル所ノ規程ニ從ヒ請願ヲ爲スコトヲ得  
第三十一條 本章ニ掲ケタル條規ハ戰時又ハ國  
家事變ノ場合ニ於テ天皇天權ノ施行ヲ妨クル  
コトナシ  
第三十二條 本章ニ掲ケタル條規ハ陸海軍ノ法  
令又ハ紀律ニ牴觸セザルモノニ限リ軍人ニ準  
テ成立ス

第三章 帝國議會

第三十三條 帝國議會ハ貴族院衆議院ノ兩院ヲ  
以テ成立ス

第三十四條 貴族院ハ貴族院令ノ定ムル所ニ依  
リ皇族華族及勅任セラレタル議員ヲ以テ組織  
ス  
第三十五條 衆議院ハ選舉法ノ定ムル所ニ依リ  
公選セラレタル議員ヲ以テ組織ス  
第三十六條 何人モ同時ニ兩議院ノ議員タルコ  
トヲ得ス  
第三十七條 凡テ法律ハ帝國議會ノ協賛ヲ經ル  
ヲ要ス  
第三十八條 兩議院ハ政府ノ提出スル法律案ヲ  
議決シ及各種法律案ヲ提出スルコトヲ得  
第三十九條 兩議院ノ一ニ於テ否決シタル法律  
案ハ同會期中ニ於テ再ヒ提出スルコトヲ得ス  
第四十條 兩議院ハ法律又ハ其ノ他ノ事件ニ付  
各々其ノ意見ヲ政府ニ建議スルコトヲ得但シ  
其ノ採納ヲ得サルモノハ同會期中ニ於テ再ヒ  
建議スルコトヲ得ス  
第四十一條 帝國議會ハ毎年之ヲ召集ス  
第四十二條 帝國議會ハ三箇月ヲ以テ會期トス  
必要アル場合ニ於テハ勅令ヲ以テ之ヲ延長ス  
ルコトアルヘシ  
第四十三條 臨時緊急ノ必要アル場合ニ於テ常  
會ノ外臨時會ヲ召集スヘシ  
臨時會ノ會期ヲ定ムルハ勅令ニ依ル  
第四十四條 帝國議會ノ開會閉會會期ノ延長及  
停會ハ兩院同時ニ之ヲ行フヘシ  
衆議院解散ヲ命セラレタルトキハ貴族院ハ同  
時ニ停會セララルヘシ  
第四十五條 衆議院解散ヲ命セラレタルトキハ  
勅令ヲ以テ新ニ議員ヲ選舉セシメ解散ノ日ヨ

第四章 國務大臣及樞密顧問

第五十五條 國務大臣ハ天皇ヲ輔弼シ其ノ責  
ニ任ス

凡テ法律勅令其ノ他國務ニ關ル詔勅ハ國務大  
臣ノ副署ヲ要ス  
第五十六條 樞密顧問ハ樞密院官制ノ定ムル所  
ニ依リ天皇ノ諮詢ニ應ヘ重要ノ國務ヲ審議ス  
第五章 司法  
第五十七條 司法權ハ天皇ノ名ニ於テ法律ニ依  
リ裁判所之ヲ行フ裁判所ノ構成ハ法律ヲ以テ  
之ヲ定ム  
第五十八條 裁判官ハ法律ニ定メタル資格ヲ具  
フル者ヲ以テ之ニ任ス裁判官ハ刑法ノ宣告又  
ハ懲戒ノ處分ニ由ルノ外其ノ職ヲ免セララル  
コトナシ  
第五十九條 裁判ノ對審判決ハ之ヲ公開ス但シ  
安寧秩序又ハ風俗ヲ害スルノ虞アルトキハ法  
律ニ依リ又ハ裁判所ノ決議ヲ以テ對審ノ公開  
ヲ停止ムコトヲ得  
第六十條 特別裁判所ノ管轄ニ屬スヘキモノハ  
別ニ法律ヲ以テ之ヲ定ム  
第六十一條 行政官廳ノ違法處分ニ由リ權利ヲ  
侵害セラレタルトキハ訴訟ニシテ別ニ法律  
ヲ以テ定メタル行政裁判所ノ裁判ニ屬スヘキ  
モノハ司法裁判所ニ於テ受理スルノ限ニ在ラ  
ズ

第六章 會計

第六十二條 新ニ租稅ヲ課シ及稅率ヲ變更スル  
ハ法律ヲ以テ之ヲ定ムヘシ  
但シ報償ニ屬スル行政上ノ手数料及其ノ他ノ

收納金ハ前項ノ限ニ在ラス  
國債ヲ起シ及豫算ニ定メタルモノヲ除ク外國  
庫ノ負擔トナルヘキ契約ヲ爲スハ帝國議會ノ  
協賛ヲ經ヘシ  
第六十三條 現行ノ租稅ハ更ニ法律ヲ以テ之ヲ  
改メサル限ハ舊ニ依リ徵收ス  
第六十四條 國家ノ歲出入ハ毎年豫算ヲ以テ  
帝國議會ノ協賛ヲ經ヘシ  
豫算ノ款項ニ超過シ又ハ豫算ノ外ニ生シタル  
支出アルトキハ後日帝國議會ノ承諾ヲ求ムル  
ヲ要ス  
第六十五條 豫算ハ前ニ衆議院ニ提出スヘシ  
第六十六條 皇室經費ハ現在ノ定額ニ依リ毎年  
國庫ヨリ之ヲ支出シ將來増額ヲ要スル場合ヲ  
除ク外帝國議會ノ協賛ヲ要セス  
第六十七條 憲法上ノ大權ニ基ツケル既定ノ歲  
出入及法律ノ結果ニ由リ又ハ法律上政府ノ義務  
ニ屬スル歲出入ハ政府ノ同意ヲ得テ帝國議會  
之ヲ廢除シ又ハ削減スルコトヲ得ス  
第六十八條 特別ノ須要ニ因リ政府ハ豫算年限  
ヲ定メ繼續費トシテ帝國議會ノ協賛ヲ求ムル  
コトヲ得  
第六十九條 避クヘカラサル豫算ノ不足ヲ補フ  
爲ニ又ハ豫算ノ外ニ生シタル必要ノ費用ニ充  
ツル爲ニ豫備費ヲ設クヘシ  
第七十條 公共ノ安全ヲ保持スル爲緊急ノ需用  
アル場合ニ於テ内外ノ情形ニ因リ政府ハ帝國  
議會ヲ召集スルコト能ハサルトキハ勅令ニ依  
リ財政上必要ノ處分ヲ爲スコトヲ得  
前項ノ場合ニ於テハ次ノ會期ニ於テ帝國議會

第七章 補則

第七十一條 帝國議會ニ於テ豫算ヲ議定セス又  
ハ豫算成立ニ至ラサルトキハ政府ハ前年度ノ  
豫算ヲ施行スヘシ  
第七十二條 國家ノ歲出入ノ決算ハ會計檢査  
院之ヲ檢査確定シ政府ハ其ノ檢査報告ト俱ニ  
之ヲ帝國議會ニ提出スヘシ  
會計檢査院ノ組織及職權ハ法律ヲ以テ之ヲ定  
ム

提出シ其ノ承諾ヲ求ムルヲ要ス  
第七十一條 帝國議會ニ於テ豫算ヲ議定セス又  
ハ豫算成立ニ至ラサルトキハ政府ハ前年度ノ  
豫算ヲ施行スヘシ  
第七十二條 國家ノ歲出入ノ決算ハ會計檢査  
院之ヲ檢査確定シ政府ハ其ノ檢査報告ト俱ニ  
之ヲ帝國議會ニ提出スヘシ  
會計檢査院ノ組織及職權ハ法律ヲ以テ之ヲ定  
ム  
第七十三條 將來此ノ憲法ノ條項ヲ改正スルノ  
必要アルトキハ勅令ヲ以テ議案ヲ帝國議會ノ  
議ニ付スヘシ  
此ノ場合ニ於テ兩議院ハ各々其ノ總員三分ノ  
二以上出席スルニ非サレハ議事ヲ開クコトヲ  
得ス出席議員三分ノ二以上ノ多數ヲ得ルニ非  
サレハ改正ノ議決ヲ爲スコトヲ得ス  
第七十四條 皇室典範ノ改正ハ帝國議會ノ議ヲ  
經ルヲ要セス  
皇室典範ヲ以テ此ノ憲法ノ條規ヲ變更スルコ  
トヲ得ス  
第七十五條 憲法及皇室典範ハ攝政ヲ置クノ間  
之ヲ變更スルコトヲ得ス  
第七十六條 法律規則命令又ハ何等ノ名稱ヲ用  
キタルニ拘ラス此ノ憲法ニ矛盾セザル現行ノ  
法令ハ總テ遵守ノ效力ヲ有ス  
歲出入政府ノ義務ニ係ル現在ノ契約又ハ命令  
ハ總テ第六十七條ノ例ニ依ル



皇室典範(明治二十二年)

天佑ヲ享有シタル我カ日本帝國ノ寶祚ハ萬世一系歴代繼承シ以テ朕カ...

皇室典範

第一章 皇位繼承

- 第一條 大日本國皇位ハ祖宗ノ皇統ニシテ男系ノ男子之ヲ繼承ス...

庶ヲ後ニシ長ヲ先ニシ幼ヲ後ニス...

第二章 踐祚即位

- 第十條 天皇崩スルトキハ皇嗣即チ踐祚シ祖宗ノ神器ヲ承ク...

第三章 成年立后立太子

- 第十三條 天皇及皇太子皇太孫ハ滿十八歳ヲ以テ成年トス...

第四章 敬稱

- 第十七條 天皇太皇太后皇太后皇后ノ敬稱ハ陛下トス...

第五章 攝政

- 第十九條 天皇未タ成年ニ達セサルトキハ攝政ヲ置ク...

親王及王

- 第二十一條 皇太子皇太孫在ラサルカ又ハ未タ成年ニ達セサルトキハ左ノ順序ニ依リ攝政ニ任ス...

皇太后

- 第二十二條 皇太后皇太子及皇太孫ニ對シテ...

皇太子及女王

- 第二十三條 皇太子皇太孫ニ任スルハ其ノ配偶アラサル者ニ限ル...

ルコトヲ得

第六章 太傅

- 第二十六條 天皇未タ成年ニ達セサルトキハ太傅ヲ置キ保育ヲ掌ラシム...

第七章 皇族

- 第三十條 皇族ト稱スルハ太皇太后皇太后皇后皇太子皇太子妃皇太孫皇太孫妃親王妃親王妃内親王妃...

皇族男女幼年ニシテ父ナキ者ハ宮内ノ官寮ニ命シ保育ヲ掌ラシム...

皇族ノ後見人ハ成年以上ノ皇族ニ限ル...

皇族ノ婚嫁ハ勅許ニ由ル...

皇族ハ養子ヲ爲スコトヲ得ス...

皇族國籍ノ外ニ旅行セムトスルトキハ勅許ヲ請フヘシ...

皇族女子ノ臣籍ニ嫁シタル者ハ皇族ノ列ニ在ラス但シ特旨ニ依リ仍内親王女王ノ稱ヲ有セシムルコトアルヘシ...

土地物件ノ世傳御料ト定メタルモノハ分割譲與スルコトヲ得ス...

世傳御料ニ編入スル土地物件ハ樞密顧問ニ諮詢シ勅書ヲ以テ之ヲ定メ宮内大臣之ヲ公告ス...

皇室經費

- 第四十七條 皇室經費皇室諸般ノ經費ハ特ニ帝額ヲ定メ國庫ヨリ支出セシム...

皇室經費ノ豫算決算検査及其ノ他ノ規則ハ皇室會計法ノ定ムル所ニ依ル...

皇族會議

- 第五十五條 皇族會議ハ成年以上ノ皇族男子ヲ以テ組織シ内大臣樞密院議長宮内大臣司法大臣大審院長ヲ以テ參列セシム...

補則

- 第五十七條 現在ノ皇族五世以下親王ノ號ヲ宣賜シタル者ハ舊ニ依ル...



第五十八條 皇位繼承ノ順序ハ總テ實系ニ依ル

現在皇養子皇猶子又ハ他ノ繼承タルノ故ヲ以

テ之ヲ洗スルコトナシ

第五十九條 親王内親王王女王ノ品位ハ之ヲ廢

ス

第六十條 親王ノ家格及其ノ他此ノ典範ニ概觸

スル例規ハ總テ之ヲ廢ス

第六十一條 皇族ノ財產處費及諸規則ハ別ニ之

ヲ定ムヘシ

第六十二條 將來此ノ典範ノ條項ヲ改正シ又ハ

増補スヘキノ必要アルニ當テハ皇族會議及樞

密顧問ニ諮詢シテ之ヲ勅定スヘシ

皇室典範増補(明治四十年)

御告文

皇族レ謹ミ畏ミ

皇祖

皇宗ノ神靈ニ告ケ白サテ皇室典範ハ

皇祖

皇宗ノ遺範ヲ明徴ニシ天壤無窮ノ宏基ヲ鞏固ニ

スル所以ニシテ紹述以來爰ニ十有九年皇族レ我

カ諸昆ト祖ニ之ヲ欽遵シテ敢テ遠越スルコトナ

シ今ヤ國祚倍々昌隆ニシテ

皇祖

皇宗ノ威靈遐ク四裔ニ顯赫タルノ時ニ膺リ進運

ヲ照察シ成典ヲ増益シ以テ尊嚴保祚ノ圖ヲ廓ニ

シ子孫率由ノ道ヲ裕ニスルハ亦

皇宗聖謨ノ存スル所ニ外ナラス皇族レ茲ニ皇室

典範増補ヲ制定シ仰テ

皇祖

皇宗ノ神祐ヲ禱リ永遠ニ履行シテ億ヲサラムコ

トヲ誓フ庶幾クハ神靈此ヲ鑒ミタマヘ

天祐ヲ享有シタル我ガ日本帝國皇家ノ成典ハ祖

宗ノ洪範ヲ紹述シテ敢テ違フコトアルナシ而シ

テ人文ノ發展ハ寰宇ノ進運ニ隨ヒ制度ノ燦備ハ

條章ノ増廣ヲ必トス是ノ時ニ當リ朕ハ祖宗ノ丕

基ヲ永遠ニ鞏固ニスル所以ノ良圖ヲ惟ヒ且憲章

ニ由テ以テ皇族ノ分義ヲ昭ニセムコトヲ欲シ茲

ニ皇族會議及樞密顧問ノ諮詢ヲ經テ皇室典範増

補ヲ裁定シ朕カ子孫及臣民ヲシテ之ニ率由シテ

懲ルコトナキヲ期セシム

皇室典範増補

第一條 王ハ勅旨又ハ情願ニ依リ家名ヲ賜ヒ華

族ニ列セシムコトアルヘシ

第二條 王ハ勅許ニ依リ華族ノ家督相續人トナ

リ又ハ家督相續ノ目的ヲ以テ華族ノ養子トナ

ルコトヲ得

第三條 前二條ニ依リ臣籍ニ入りタル者ノ妻直

承卑屬及其ノ妻ハ其ノ家ニ入ル但シ他ノ皇族

ニ嫁シタル女子及其ノ直系卑屬ハ此ノ限ニ在

ラス

第四條 特權ヲ剝奪セラレタル皇族ハ勅旨ニ由

リ臣籍ニ降スコトアルヘシ

前項ニ依リ臣籍ニ降サレタル者ノ妻ハ其ノ家

ニ入ル

第五條 第一條第二條第四條ノ場合ニ於テハ皇

族會議及樞密顧問ノ諮詢ヲ經ヘシ

第六條 皇族ノ臣籍ニ入りタル者ハ皇族ニ復ス

ルコトヲ得ス

第七條 皇族ノ身位其ノ他ノ權義ニ關スル規程

ハ此ノ典範ニ定メタルモノノ外別ニ之ヲ定ム

皇族ト人民トニ涉ル事項ニシテ各々適用スヘ

キ法規ヲ異ニスルトキハ前項ノ規程ニ依ル

第八條 法律命令中皇族ニ適用スヘキモノトシ

タル規定ハ此ノ典範又ハ之ニ基ツキ發スル規

則ニ別段ノ條規ナキトキニ限り之ヲ適用ス

皇室典範増補(大正七年十一月二十八日)

朕惟フニ祖宗ノ遺範ヲ紹述シ時ニ隨ヒ宜ヲ制シ

以テ國運ノ進展ニ順應スルハ皇考ノ宏謨ニシテ

朕ノ率循スル所ナリ今ヤ皇家ノ成典ヲ増廣スル

ノ要ヲ認メ皇族會議及樞密顧問ノ諮詢ヲ經テ皇

室典範増補ヲ裁定シ茲ニ之ヲ公布セシム

皇室典範増補

皇族女子ハ王族又ハ皇族ニ嫁スルコトヲ得

昭和十二年 九月廿三日 刷  
昭和十二年 九月廿八日 行  
昭和十三年 三月十日 修正印刷  
昭和十三年 三月十五日 修正發行

錄登權作著

新 公民教科書 上卷 定價金五十錢

著 作者 小 出 滿 二

發 行者 周 防 時 雄

印 刷 者 刀 福 太 郎

印 刷 所 東京市牛込區市谷加賀町一ノ十二  
大日本印刷株式會社

發 行 所 東京市神田區錦町一丁目三番地  
農業圖書刊行會  
電話神田(25)二四三六番



島根縣立川中農蚕学校

島根縣立川中農蚕学校  
中島朝則

島根縣立川中農蚕学校

升三洋行

中島朝則





桐葉

天

桐葉

広島大学図書

2000074166

